

国立大学協会

會 報

昭和35年6月
第18号

-
- 独米雜感………東北大学長 黒川利雄
- 一、事業報告
第十九回總會、役員會、委員會……等
- 二、會計報告
昭和三十四年度 決算
昭和三十五年度 予算案
- 三、調査
報
- 四、彙報
會則、各役員、各委員等一覽表、要望書……等

会 報

(第十八号)

国立大学協会

目 次

独米雜感……………東北大学長 黒川 利雄…一

一、事業報告

- 1 科学技術教育振興に関する連絡委員会の専門委員会(昭和三四・一一・四)……………七
- 2 第七常置委員会(昭和三四・一一・一一)……………七
- 3 第二常置委員会(昭和三四・一一・一一)……………七
- 4 科学技術教育振興に関する連絡委員会(昭和三四・一一・一一)……………八
- 5 第六常置委員会(昭和三四・一一・一一)……………九
- 6 役員会(昭和三四・一一・一一)……………一〇
- 7 第十九回総会(昭和三四・一一・一一)……………一〇
- 8 第三常置委員会同専門委員会(昭和三五・二・二〇)……………一九
- 9 役員会(昭和三五・四・一六)……………二〇
- 10 第三常置委員会の専門委員会(昭和三五・四・二七)……………二〇
- 11 第三常置委員会同専門委員会(昭和三五・四・二八)……………二二
- 12 一般教育特別委員会……………二三

二、会計報告

昭和三十四年度(自昭和三十四年四月一日至昭和三十五年三月三十一日)決算……………二四

三、調査

附 財産目録
昭和三十五年度(自昭和三十五年四月一日至昭和三十六年三月三十一日)予算案……………二五

昭和三十五年度国立学校予算小観(主として国立大学、同附属病院、附置研究所の歳出予算について) 東京工業大学事務局長 佐藤憲三…二六

四、彙報

- 1 国立大学協会会則……………二七
- 2 国立大学協会役員一覧表……………二七
- 3 各常置委員会委員一覧表……………二八
- 4 科学技術教育振興に関する連絡委員会委員一覧表……………二八
- 5 一般教育特別委員会委員一覧表……………二九
- 6 各専門委員一覧表……………二九
- 7 要望書の提出(第十九回総会)……………三〇
- 8 高等学校教育課程改訂に対する希望……………三〇
- 9 国立大学に於ける災害科学研究の調査……………三一
- 10 無線従事者国家試験及び免許規則第二十一条の規定による学校等の認定基準について(通知)……………三一
- 11 第一常置委員会委員長の互選……………三二
- 12 第二常置委員会委員長の互選……………三二
- 13 昭和三十六年三月大学卒業予定者に対する就職の推薦開始時期等についての懇談会……………三三

独米雜感

東北大学長

黒川利雄

昨夏六月二十二日に私は一行一〇名の方々とともに西ドイツ政府の賓客計画 (Gästeprogramm der Bundesregierung) によつて、戦後における西ドイツの復興振りを視察するために訪独の旅にのぼつた。

SAS に搭乗して Anchorage で給油、Kopenhagen に小憩のち、Jet 機に乗りかえて Düsseldorf につた。空港には外務省の Galinsky 氏、われわれ一行の責任者である Baroin v. Redwitz 嬢、日本大使館の上田参事官等が出迎えてくれた。直ちに数台の自動車に分乗して Bonn に向う。

担々たる Autobahn をこころよいスピードでメルセデス・ベンツが走る。途中で monorail の電車の走つてゐる側を通つて、Bonn の Hotel Königshof につく。Hotel は Rhein 河にのぞみ、公園に近く、申分のない環境である。

翌日から早速見学である。先ず国会を訪問して Karl-Heinz Matern 氏から西ドイツ憲法の講釈をきいた。氏は第一にこの憲法は決して永久のものではなく、東西両ドイツが合体するまでの仮りのものである点を強調された。

そこで先ず、われわれは、東西両ドイツという深刻な問題に直面したわけである。このことはそのすぐ後に全独問題省 (Bundesministerium für gesamtdeutsche Frage) の新聞課長 Freiherr von Hammerstein から、東西両ドイツの諸問題をきいたり、のちに Göttingen から両国国境の町の Helmstedt を訪問して、実際に独露戦場の跡をみたり、Berlin で東 Berlin からの避難民収容所 (Flüchtlingslager) をみたりするところによつて強い印象をうけたのである。

Hammerstein 課長にすれば、この省は一九四五年にドイツ国が北は Lübeck を基点として人為的の国境線がつくられたための処置であつ

て、ソ連占領地域における人民の生活や、教育、産業等に深い関心をよせると同時に東西両ドイツが将来合併するための準備の意味もあると云う。

国境線は北は Lübeck を基点として、全く地形を無視した 1180km に及ぶもので、巾一〇米の線で区分されている。そして特別の軍隊によつて守備されて居り、汽車もバスも検閲をうけなければならぬ。この国境線は一国民を全く二分してしまつたのである。西ドイツ側は東ドイツからの避難民をいつでも受け入れるが、東ドイツに入らんとする者は、見つかれば直ちに捕縛されるのである。一九五七年までに東独から二百五十万の人がのがれて来た。

東独の農業はその五〇%が政府管理、その他の産業の八九%は国家管理である。一九五六年以来東独の国民生活は改善されたとはいへ、西独のそれに比して一〇〜一五%低い。食料はよくはなつたが、満足とはいえない。よい技術者は月に一五、〇〇〇マルクも支払われる。また政府の役人の中の共産系の人々の給与はよいが、老人や子供があつて働く人の数の少ない家庭の給与はわるい。

西独の新聞を東独で読むことの自由はない。只、一部分の人がラジオやテレビをみたり、きいたりすることが出来るだけだ。両ドイツ間に手紙のやりとりは出来るし、電話も制限付でかけられるが、必ず傍聴されている。東独全国民の一〇%が能動的のコンムニストで、一〇%が反コンムニストである。八〇%は積極的の反コンムニストではない。国民はつねに二つの顔を用意していると云われる。

一九五八年に二〇万人の東独人民が逃亡して来たがその二五%は二五才以下の青年男女という。一九五八年からの逃亡者中九二〇人の医師、二〇〇人の歯科医、二〇八人の高等学校教師、三、〇〇〇人のその他の教師、二、三〇〇人の工業技術者である。

西独政府は、東 Berlin からの難民を収容し、その希望をきき、親戚のあるものはそれが引きとり、或は希望によつて職業を与えている。とにかく東西両ドイツに分割されていることは不自然で、大なる困難を伴つても、両国民の自由意志によつて合体すべきものであるというのが Hammerstein 氏の結論であつた。

東洋においても、南北朝鮮の問題があり、二つの中国があり、南北ヴェトナムがある。これらの一つの国民が二つに分離されて支配されていることが、第三次世界大戦の震源地にならぬことを心から祈つてやまなう。

六月二十七日に Rhein 河を Mainz 号で廻行して Mainz までゆく、兩岸に無数にある古城、古い教会等、いずれも伝説と物語りに富む景色もさることながら、Rhein 河を上り下りする船の国籍は千差万別で、世界のあらゆる国の旗がみられる。真にドイツの大動脈という感じをうけた。「Rhein の守り」を声高らかに歌つたのはドイツの大動脈を守るといふ意味であることがわかるような気持がする。

Frankfurt am Main についての翌六月二十八日は日曜である。日独協会の Darmnell 夫妻や Knoll 氏、Raab 氏その他日本人留学生諸君とともに Taunus から Kronberg の古城にピクニックをした。なだらかな丘陵地帯は麦秋である。ところどころに森がある。森のかげから教会の尖塔と赤い屋根のみえる景色はすばらしい。

Kronberg 城は英国から嫁いで来た王妃の為めのものである。数々の宝物も、庭園の一部に接しているゴルフ場も心をたのませてくれるものであった。

途中でわれわれはローマの遺跡をみた。石できづいた皆や、木造の兵舎に昔を偲ぶのであったが、初めての敗戦、そして外国軍隊の駐頓という故国の姿が思い出されて感慨の深いものがあつた。

Knoll さんは夏草をふみしだきながら、私に云つた。名前は忘れたが、誰かのローマ史の最初の頁に次のようにかいてあるという。「ローマは三度び世界を征服した。第一はローマ帝国である。次はローマ法である。最後は教会だ」という。大変面白い言葉だと思つたので、その出典を東北大学の世良博士にたずねてみたところ、その言葉は Rudolph von Jhering の *Der Geist des römischen Rechts* という本にかいてあると云つて、それを借覧する機会を得た。なるほど、緒言の中の最初のページの「近世に対するローマ法の意義」というところに「ローマは三度世界を統一した。最初はローマ帝国を確立したことであるし、第二回目は教会の統一をはかつたことである。第三回目は中世における法典

による統一であつた。最初のものは武器の力によるものであつたが、あの二つは精神の力によるものである」ということである。

私は故国日本が未だかつて知らなかつた敗戦により、豊かな緑地は一面の焦土と化し、わが国の各地に外国兵の駐留をみたこのと現実を想ひ起して、感慨の深いものがあつた。

紀元前六世紀の末にチベル川辺の一都市国家から起つて、たちまち全イタリアを征服し、紀元前六〇年頃には、西はイギリス、フランスは云うに及ばず、殆んど全ヨーロッパを征服し、北はライン河、ドナウ地方から、南はアフリカの北岸一帯、東はユーフラテスのほとりにまで達し、延々六、〇〇〇平方マイルに及ぶ稀有の世界統一をなしたことはローマ人の偉大さを示すものである。かくして約一、〇〇〇年に亘る世界征覇も、その崩壊の原因は種々であるうけれども、武力によつて征服した領域を武力によつてのみこれを維持継続することは出来なかつたのである。西紀四七六年にはゲルマン民族のオドアケルが当時の幼帝を廢して、自らイタリア王と称するに至つて、ついに西ローマ帝国は滅亡したのである。

この実例をみても、如何に武力による征服というものが、永続性がなかがわかれると思う。ジンギスカンは武力によつて、満州、蒙古から、クリミヤ半島を征服した。その子オゴタイは遠くヨーロッパに遠征して版図を拓めたが、僅かに八年間の征覇にすぎなかつた。

ナポレオンのヨーロッパ征覇の夢も、ヒトラーのそれも極めて短時日にすぎなかつた。

しかるに、ローマ人による第二の世界征服とも云うべきものに、ローマ法がある。強烈なる国家意識に恵まれたローマ人は、軍事活動と国家統治策にきわめて優れた才能を示したのみならず、法律の上にも著しい發達をあげた。十二世紀の頃には、各国の法律学者がボローニア大学で、ローマ法の講義を聴き、故国に帰つて、それぞれの国の法律を制定したと云われている。しかもローマ法は今日もなお、法律の原典として各種の法律の基礎となり、各国の大学等において講ぜられていることは周知のことであつて、ローマ帝国は滅亡してもローマ法は永く世界に君臨しているとも云うことが出来よう。

第三の世界征服はキリスト教である。パレスチナのベツレヘムに生れたイエスが三〇才にして天啓をうけて教義を説き、人類はすべて同胞であるとして愛の精神と、高潔なる倫理観は人々を感動せしめ、その清い行動と、数々の奇蹟とは彼を救世主として崇がめさせ、ユダヤ教と相容れざるの故をもつて十字架上に死したのであるが、この教義を信ずる弟子達が相集まつてつくつたのがキリスト教の初めであつて、度々の迫害にもかかわらず、たちまちにして全ローマに浸透し、ついにローマの国教となり、信者は今や全世界に分布し、人類の精神的支柱となつてゐることは周知の如くである。「剣によつて立つ者は亡ぶ」という言葉がある通りである。私は Knoll さんの話をきいて洵に感慨を新たにしたのであつた。

Frankfurt の印象のうちで、最も強かつたのは Gmelin Institut を訪ねたことであつた。この研究所は Bosch-Building の中にあり、所長の Dr. E. Pietsch が説明をしてくれた。

こゝは化学に関する世界のあらゆる文献が集められ、整理されてゐて、すべてパンチカードになつていて、求めるテーマの部分をさがすには IBM にかけて一瞬にしてそのテーマに関する文献が得られるという仕組みになつてゐる。文献の作製と整理には人的にも、経済的にも驚ろくべき労力と費用がかかるのであるが、化学者のうける利益ははかり知れぬものがある。

われわれ医学をやる者には Gmelin という名前は非常に親近感があり、尿中の胆汁色素の検出に Gmelin の試薬を用いることは、医学の第一歩であり、日常の臨床では毎日使用してゐるところであるが、氏の初版の化学の Handbuch をみるに Prof. der Medizin und Chirurgie であつて、Heidelberg 大学の助教授であつたのであつて、外科と医学を兼ねてゐたことを知つた。氏が医化学を臨床に密接に結びつけたこととよく諒解されるところである。

Gmelin Institut で働いてゐる人は、全部で一三〇人で最高級の学者であることを要する。一九五九年の予算は一三〇万マルクで、これは Max Plank 財団から来るものとつゞいてゐる。

Heidelberg の Ruprecht-Karl Universität を訪ねたのは七月二日だ

あつた。総長 D. Wilhelm Hahn 教授は神学者であり、温厚の長者で、最初に数々のメダルを吊り、手に Zepter (錫杖) をもつてわれわれの一行を歓迎して下さつた。この装束は、大学総長就任式とか、卒業式のよいうな公式のときのみに用いられるということだ。Magnificenz にふさわしいものであつた。古い大講堂の天井の絵は、神学、哲学、理学、医学をかたどるもので、この四つがあつて初めて総合大学 (Universität) と云ふことが出来るということであつた。そして工学と農学とが、総合大学の外に独立してゐることもドイツの伝統のようである。

Hahn 総長は自らわれわれを Karzer (学生牢) に導いてくれた。これは学生の刑罰のためのもので第一次世界大戦の頃まで使用されてゐたといふことである。四方の壁には詩や歌や、警句や画がかきつづられて居り、自分の肖像写真をペンと唾で糊としてかたく貼りつけたものもある。インクはローソクの油煙でつくつたものようである。それらの人々の中には後に著名な政治家、文学者、芸術家になつた人の名もあるといふ。後に見た Göttingen 大学の Karzer では Bismarck の署名もあり、今はそれ丈けをとりはずして保存されてあるといふことであつた。大学は決して治外法権ではないけれども、この Karzer の精神は、大学に警察権が入らなくとも、大学は大学自身で守るといふ自治の精神を現わすものと考えられる。

Hahn 総長とは、一般教養の問題や、大学の予算についても、日独兩國の大学相互の学者の交流についても種々懇談をする機会をもつことが出来た。

ことに、この大学には二十数年前東北大学で哲学を講じた Löwith 教授が居り、また、数年前まで仙台に居た若い哲学者 Knaus 君も居つた。ともに私の旧知であつて、三人で思いを遠く仙台の空にはせたのであつた。

この Löwith 教授は発言して曰く、日独兩國間の交換教授や、學術交流は兩國政府当局の話し合ひも勿論必要であるが、またすでに充分に行なわれているところもあるから、各大学が、個々別々に交渉してそのやり方をおし進めてゆくことも同時に必要であると云われた。

私は Heidelberg 大学の事務局長と話す機会があつたが、局長は自分

の息子が徴兵制度のために、一年間学業を廃止せねばならぬことをなげいていたのをきいて、全然その智識のなかつた私は大いに驚いたのである。大学に入る前か、後に一年間入営する義務があるが、宗教上の信仰の上から入営を希望しない者は、赤十字等に奉仕する必要があるということである。

若しわが国で、徴兵制度が布かれるということであれば、国内は一大混乱におち入るであろうことも想像されるので、Hahn 総長との会談のときに尋ねてみたところ、別に学問研究や教育等には大なる支障はない。何となれば、その選ぶ専門科目に相応わしい兵科に入れるという答であつた。

Hahn 総長とは一般教養 (studium generale) について相当につき進んだ問答をした。丁度もと旧制浦和高校のドイツ語講師をしていた Seckel 氏が、その主任であり、その下に東北大学に来ていた Knäus 君が居るので種々きいてみた。しかし、一般教養として何を授けるかについては仲々むづかしいということ、哲学とか、音楽とか、文学 (主として古典) とか、劇に関するもの等の講義を用意してあつて学生は己れの好むものについて聴講するということであつた。丁度医学部長の Prof. Hoepke が居たので、私は特に医科の学生には一般教養として何を希望するかときいてみたが、氏は自分は音楽を好むから、音楽などよろしからんということで余りハッキリした答は得られなかつた。

要するに、一般教養の必要性は充分わかるが、それをどんな形で学生に強いるというよりも、大学では講義を用意しておいて、学生の選択にまかせるといふくらいであるようだ。それは長い伝統で、大学生には自主的に勉強をするという習慣があり、その自主性にある程度まかせてあるということらしい。

私は最後に Hamburg に来て、総長 Nauck 氏のレセプションにのぞんだときのことを思う出す。Nauck 氏は医学博士であつて、有名な Tropen Krankenhaus (熱帯病研究所) の所長である。その前任者は Prof. Mühlens であつて、Mühlens 教授は昭和九十年の頃来朝し、仙台にも来て講演をせられたが、私は当時の医学部長の木村男也教授の命をうけて、同氏を市内の遊覧や、松島見物等に案内をしたことがあ

るので、それらのことからその後任者の Nauck 博士とともに今はなき Mühlens 教授を偲んだのである。それはともかくとしてそのレセプションの席上で一人の比較的小柄なドイツ人が、日本人と挨拶をしているのを見ると、腰を九十度に近くまげて如何にも日本的である。私はそれに興味をおぼえてその人と話す機会をつくつてみた。果して同氏は日本に興味をもつて日本を研究している Kiel の日独協会の会長をしている Dr. Kerst であつた。

同氏の日本研究は古く、日本学の造詣は極めて深い、まだ日本を訪ねたことはない。しかし第二次世界戦争頃までに書きためた日本研究の大冊の原稿を空襲で失つたことを痛嘆して居られたが、しかし日本研究は今日でも尚熱心につづけて居り、再び原稿を書きつづけるということであつた。

その話のうちで、氏は私に問うのに、君は日本と独逸の關係のうちで、ドイツが日本に与えたところの最も影響の深く且つ広いものを何だと思ふかというので、私は言下にそれは恐らく医学医術であろうと云つたのに対して、氏は誰でもそんな風に考えているが、自分の見るところはそれに反対であるという。

私は、いや、明治の初年まで、オランダ、イギリスの医学が日本を支配していたが、東京大学にベルツ、スクリバ等の人々がドイツ医学を導入し、また、多くの日本医学者がドイツに留学し、その成果を日本の医学研究、教育、及び医療に応用したので、ドイツ医学や医療は、ベルツが明治天皇の侍医であつた如く、国民のあらゆる層に深い關係をもつものであると云つたのに対し、Kerst 氏は、それよりもつと日本に深い影響を与えたものはドイツ兵術であるというのである。氏によれば、徳川幕府はフランス式操典を採用したが、ドイツの Meckel 将軍が来朝して士官学校の教官となるに及んで、ドイツ流の兵術が浸透して来たが、明治二十一年に普仏戦争でプロシヤの大勝が決して以来、全面的にドイツ式歩兵操典となり、西南戦争を初めとして、日清、日露の大戦に日本が勝利をおさめたのはドイツ兵典であるから、近代日本の興隆はドイツ操典を採用したのに因るのであつて、日本が世界の五大強国になつたのはそのためであるという。

私は Kerst 氏に云い、まかされた形であつたが、ひそかに思うに、たしかに日本の興隆に力を至したのはドイツ兵典であつたかも知れない。その故にドイツの日本に対する影響はその点で深くかつ大であつたのであろうが、その兵典をもつて、世界第一次大戦には連合国に和して青島にドイツ軍を破つたのであろうし、また世界第二次大戦には、日独伊の同盟によつて日本は敗戦のうき目をみたのである。

功罪を問わず、影響の深刻であつたことは Kerst 氏の云う通りであるかも知れない。

七月二十六日羽田空港に帰着したのであるが、居ること十日で再び渡米することになつた。それはシカゴ市に開かれる第二回世界医学教育会議に列席のためであつた。

私は短時日ではあるが西ドイツと、米国医学との両者を観察する機会を得た。その詳細についてのべることは別の機会にゆづりたいが、医学教育に関しては、自由の国アメリカでは学生は大いに不自由であり、むしろ規則づくめの国と思われているドイツに却つて大いに自由があるのを見て異様に感じたのである。

第一に、周知のように、西ドイツの大学には日本やアメリカのような激烈な競争入学試験というものは無い。ギムナジウムでラテン語や哲学、古典を学んだ証明があれば、どの大学にでも進学出来る。余り学生が多くなつたために講義や実習に支障があるようになったし、またそんなに多数の立派な教授陣を準備することが極めて困難になつたから、教育や研究が阻害されて来たことを非常に憂いてゐることは事実であるが、まだ入学試験をして制限をするところまでは行つていない実情である。そのかわり、学内での試験は厳格をきわめ、一定の点数をとらなければ学士試験に合格出来ないし、又卒業もさせない。

学生はゼメスター毎に、自由に大学をかえることが出来る。著名な教授の居る大学は従つていつも多数の学生を引きつけてゐるし、気候のよい、景色や人情の美しい大学にも多数の学生が集まつて来る。一クラスに二〇〇人以上のところは可成り多くある。

ところが米国においては、厳重な入学試験があることが特徴である。どの大学に行つてみても医学部長や、副部長の重大な任務の一つは如

何にして優秀な学生を自分の医学部に入学せしめるかということであるという。

四月の入学に対して、前年の一〇月から入学試験を初めてゐる。四年コースのカレッジで前期二年を終了したものあるいはパチエラーになつたものが応募資格がある。学生は多くの大学医学部に同時に応募することが出来る。

入試はカレッジの教官の推薦状と、成績表について初める。米国医科大学協会の申し合わせによつて、完全な医学教育を行うには、一クラスの人数が多すぎでは困るといふので、大抵八〇名以内に制限してある。稀には州に医師が不足しているの故で、一クラス二〇〇人というところはあるが、それは全く例外的である。

次にいわゆる筆答試験は全く行なわないので、書類審査で、約半分は落してしまふ、あとの半分について、入試委員会が出来ていて、そこによび出してインタビューをする。そのときも決して学力をテストするということはない。学力成績はあくまでもカレッジの申告を信用している。そして教官の人物に対する推薦状に非常なウエイトをおいてゐる。

インタービューで主としてしらべることは本人の人物性格や、何のために医学を学ぶ気になつたか、また、親や親戚の中にどういふ医師が居るか、その人にどんな影響をうけているか、将来医師として立派にその聖職を果し得るか等をテストするという。

しかもかくして選ばれた者は大体において間違はないという。そして多くの大学に応募出来るから、同一年度に三―四の医学部に入学を許可される者が必ずあるが、どの大学に入るかは全く本人の自由意志にまかされてゐる。従つて今年に優秀な学生を他の何々大学に何名とられてしまつたなどと云つてゐるのをきいた。

だが、一旦入学してしまえば四年間はどうしてもその大学に在学しなければ卒業が出来ないことはドイツと異なる点で、転校の自由は全くない。またいわゆる落第ということも殆んどない。教育は small group teaching であつて一グループは一〇人以内であるから、その指導教官は自己のグループの全員をよく知つて居り、怠けて休んでゐるとすぐわかる。一年中のスケジュールはあらかじめ公示されていて、何月何日の

午前八—一〇時までは何の題目についての授業ということがわかつていて、それを小人数で討議の形でやるので、あくまでも質疑応答を原則としてやることが多いから、わからずに進むということはない。必ず充分に理解されてから次に進むので、普通の頭脳の持主であれば覚えられないということは無駄であるという。

ドイツのように講義のしつぱなしということはない。

これらの点を比較してみると、自由の国と云われる米国の大学(医学)では自由が大いに制限されているし、規則づくめの国と考えられているドイツでは大いに自由があるように思われる。

さて、これらの制度のどちらが日本に最も適しているかということは余程考えてみなくてはならぬと思う。何となれば、この両国の医学教育の組織は古い伝統があり、これまでになるためには社会の一般状態や、国民の基礎になつている思想や感情等が大いに関係をしているのであつて、それらの点の異なる国にすぐに適用させることは危険であると考えねばならぬ。

昔はわが国においては医学博士であれば、それが解剖学をやつた人でも、衛生学をやつた人でも、臨床的にも立派な医師であるというような考えが一般的であつたようである。現在では、何を専門に研究した人であるかによつて臨床医としての評価がされるように變つて来つつあるけれども、それでもまだ実力よりも、肩書が優先するような考え方は残つているようである。

このような根本的な考え方が變つて来なければ、わが国の大学への入学試験のあり方も、有名校への殺到も緩和出来ないように思われる。

一、事業報告

1 科学技術教育振興に関する連絡委員会の

専門委員会

日時 昭和三四・一一・四(水)午後一時—三時
場所 東京大学大講堂便殿
出席者 山内委員長、山内(恭)、古賀、大塚、森田、佐藤各委員

開会に当り、山内委員長から、私は、昨年本委員会の連絡委員会委員長に就任したが、自動的に本専門委員会委員長も受けつぐこととなつたとの挨拶があつて、議事を進められた。

委員長から、これまでの経過を述べ、中間報告書は、第十六回本協会総会に報告し、参考資料とすることとなり、一段落つたものであるが、まだ、最終的の結論は出ていないので、更に各方面の意見を織り込み、建物等の施設設備の充実、教育研究費の増額および教官陣容の強化の三点につき具体的の意見を盛り、これでいいとなれば総会に諮り、本協会の名において公表しようということになつておつた。それで、なお現状を分析し、予算措置を講じて強化したいのであるが、次回総会の前までに、本委員会をこのまま解消すべきか、継続すべきか、また、委員会の進め方、中間報告書の取扱ひ方等につき承りたいと諮られた。

これに対して、種々話し合いがあつた。即ち、(1)前文を強化し、中間報告書を完璧にしたいとの意見あり、(2)この報告書は、全般として部分的に詳細にわたつていたので、これを重点的に圧縮して簡單明瞭にし、現状について多少の批判を加え、もう少し迫力あるものにして読んでもらえるようにしたい。(3)これ以上は、法的の措置を講じなければ実現できない段階である。また、権威あるものとするために、細かい数字的なことまでは要らないが、データが必要である。それで最終的の報告とな

るが、中間報告書は附屬書である。恒^レ的措施は、連絡委員会の問題である。(4)大学院の重要性に鑑み、その施設、教官の充実を図ることを是非取り上げたい。(5)委員長において各大学の理工学部長の一部に個別的に意見を徴して参考とする。(6)「中間報告書」の標頭について、単に「報告書」となればよいのではないかとの意見があり、これについては総会の意見も求める必要があるので、これを最終的の報告とすることは得ないので中間報告書とし、検討の上、これでよいとなれば、「中間」の文字を削除するのがよいのではないかとのことであつた。

以上、話し合いの結果、本専門委員会は継続し、委員長において現状のまま締めくくりをつけ、予算措置にからまる問題については、本協会において適当に考えてもらうこととし、一応調査は終つたこととし、資料の集まつた状況により、また諮ることとした。

2 第七常置委員会

日時 昭和三四・一一・一一(水)午後二時開会
場所 東京学芸大学
出席者 村上委員長、各委員
欠席者 千葉大学長

村上委員長主宰の下に開会
大学における教員養成に関する中央教育審議会の答申について、各委員間において質疑研究、意見の交換が行われたが、決議することなく第一常置委員会との関係もあるので、総会第一日の本委員会で協議の上総括的に総会に報告することとした。

(総会第二日、村上委員長報告の部第一七頁参照)

3 第二常置委員会

日時 昭和三四・一一・一二(木)午前十時
場所 東京大学大講堂便殿
出席者 山田委員長、各委員、春山大学課長

欠席者 新潟大学長

議題「高等学校教育課程改訂に対する希望」に関し、文部省で審議中であるので、大学としていかなる点を希望すべきかについて研究し、意見の交換を行った。遠藤委員から、高校においては、地学を必修すべきであると強調された。

一応原案を作製し、総会第一日に更に検討を加え、山田委員長から最終的に総会に報告することとした。

4 科学技術教育振興に関する連絡委員会

日時 昭和三四・一一・一二(木) 午後一時—二時半

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 茅会長、山内委員長、平沢、黒沢、山田(稷)、渡辺、

山田(良)、山本、正田、佐藤、小牧、杉野目、武田、

北川、田中各委員

欠席者 蛸山、小林、遠藤、村上各委員但し名古屋大学は代理

出席

山内委員長主宰の下に開会

委員長から昨春秋、前委員長から引つぎをうけたがその際の話は大体次のようであった。(1)中間報告書の取扱い方および緊急問題についてどのように考えるかについての話があり、その時は中間報告書は、全員において検討し、苦心の上、作成したもので、今後参考として利用する。今後は現状を分析し、具体的ことや予算のこと、更に専門委員会で継続して審議してはどうか、それでいとなれば本協会の名において発表するとの意見だった。緊急の問題については、種々の問題につき審議し、第六常置委員会と相談の上、答申した。それは昨年意見書として提出した。しかし、中間報告書のことについては、人的関係で遅れた。去る十一月四日専門委員会を開催し審議した。この中間報告書は、専門委員会では全員で討議し、全員の意向で訂正したもので、これ以上はできないから、必要あらば別個の専門委員会で審議されたいとの意見もあつた。連絡委員会には、各分野の各常置委員会から選出されている

ので、連絡委員会で取捨されたい。(2)委員長が、各大学から適當の方を選び、意見を出していただき、それをまとめて専門委員会を経て連絡委員会へ提出されたい。(3)中間報告は長く、その内容は細部にわたり迫力なく、読む人が少ないから簡略にして読み易くしたい。(4)法的の措置をして動き易いようにしたいが、それには専門委員会ではできないから、本協会で措置を取り、また、前文を強調されたいとの希望、意見があつた。ついては、どう取扱うか、ご意見を伺いたいと述べられた。

これに対し、大要次のような話し合いがあつた。即ち、(1)標題を何故「中間報告書」としたかとの質問あり、これは連絡委員会へ提出し、そこで多少の訂正があるだろうとのことで、そこで異議がなければ、「中間」を削り、「報告書」とする考えであるとのことであつた。(2)これ以上、専門委員会では手をつけられないから、費用もあまり要しないので委員長において、各大学のうち適當と思う向へ意見を質し、十分その意見を勘案して訂正し、最終案を作成し、専門委員会に付議し、それを再審議し、明年三、四月頃までには取りまとめたい。しかし、具体的予算の作成などについては、本委員会ではできないから、協会において考えてもらいたい。(3)中間報告書は、要点をまとめて、もう少し簡単にして総会へ報告する。中間報告書は参考資料とする。(4)数字に触れることは今後の問題である。このことは或は別の委員会で行うべきか。(5)法的のことは、専門委員会の仕事でなく、それは協会において措置してもらふこととする。(6)具体的理想像を作らなければならないが、これは人によつても違い、産業界の状況も変化する。それには予算の問題あり、調査費、旅費等を要する。委員会は、総会開催の際には時間がないので、会合はできない。また、その委員は、東京付近の方だけではいけない。(7)中間報告書には、恒久的関係のことが含まれており、制度、予算、教官の待遇、施設設備その他種々の問題があり、それは各常置委員会の仕事で、本委員会ではできない。(8)本委員会の目標は一応出ているが、それが明らかでない。これをはつきりしなければならぬ。

最後に委員長から中間報告書を委員長において検討し、もう一度本委員会を開き、如何にするかを審議する。その以後の進め方については、もう少し目標を明確にして、やりがいのあるようにしてはどうかと諮り

了承された。

5 第六常置委員会

日時 昭和三四・一一・一二(木) 午後三時—五時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 山中委員長、岩崎、田所、小牧、鈴木、阿部、佐藤、

大泉、大羽、山内(源)、長谷川各委員

欠席者 杉野目、山内(俊)、吉田各委員、ただし、名古屋大学

は代理出席

山中委員長主宰の下に開会

委員長から、アンケートに対して十一大学から回答があつた。それによれば、従来からの要望事項の実現に努め、なお重要事項について引きつぎ研究されたいということであつた。ついで希望してこられた項目を便宜上、次のようなグループに分けたから、これを中心に協議されたいと述べられた。

一、教育研究費について

(1)速かに戦前の水準まで増額されたい。(2)付属施設に教官の新設。

(3)いわゆる実験講座と非実験講座との中間に準実験講座の新設。(4)理科系教養実験費を上げたい。

二、学生経費について

学生の補導厚生費の増額

三、教職員の旅費について

教官の研究旅費、非常勤講師の旅費、学生実地指導の旅費、学生部

関係の旅費の増額

四、施設設備の拡充整備について

(1)国立大学文庫施設費特に老朽施設、学生補導施設の増額、学校諸

施設の不燃焼施設。(2)人文、社会系の図書購入費、(3)付属学校の維持

管理費、(4)学生増募による課程に教官の増員、(5)大学院の事務、研究

機構の設備整備、(6)放射性関係施設の整備

五、在外研究員の拡充について

大学院のある大学においては各学部一名、その他の大学においては少くとも一名ずつとされたい。

六、教官の待遇改善について

特に東北大学に在る国立大学教官待遇改善懇談会から要望あり、判

事なみの待遇とされたいとのことである。

七、大学の財政制度組織について

(1)講座部門の増設は、振り替えとせず、純増確立を要望する。(2)国

有財産の交換は不自由だから、これを自主的に容易にするようにした

い。(3)大学財政の長期計画を立てることは必要である。

以上の報告を中心として、種々話し合いがあつた。即ち、(1)財政問題については、本委員会のみでは手にあまる。特別な事項もあり、大学全体に関するものが集中するきらいあり、扱いかねる。(2)要望書の趣旨は大分文部省にも了解されたが、その実際の効果は、なかなか現われな

い。これを提出しただけでよいものでない。その趣旨を更に強化して、形を換え、更に三点について重ねて強く要望したい。財政の長期計画樹立については、新たにこれを入れることとしたい。(3)教官の待遇については、衆議院の文教調査室では判事なみであるが、文部省は一応目標を

検事なみとしている。諸手当も中央官庁は多い。(4)大学院を持たない大学においては、一流会社の設備、待遇がよい関係もあり、大学院博士課程出身者を採用するに困難をきたしている。この問題を真剣に取り上げて研究を要する。(5)災害につき、地方大学はその地方の災害の自然現象として、大学として関心を持つている。災害科学につき各大学で研究しているが、これを拡充してはどうか。この際、これを实际的に行うは、

時期を得たものと思う。災害復旧対策については、それぞれ委員会はあるが、その効果はどうか。各省官庁は所管事項の関係上、総合的な効果は期せられない。最も大切なことは、災害科学の研究である。それは適切な唯一の将来に対する対策と確信する。その点、政府、特に文部省の中に、そのような機構を作ることが必要である。中には、防災まで研究している向きもある。経費がないのでやりかけになっている。中央に一つの研究所を設けるだけではない。地方に人手と経費を与え、大学で協力しなければ実行不可能である。本協会で何等かの発言をなし、注意

を喚起してはどうか。(6)国有財産の交換については、大蔵省の主計局が管財局に圧力をかけているので実施に円滑を欠き、これを廃止するとの話もあるが、それでは国立大学の集中整備はでき兼ねるので、国有財産措置法を存続してもらいたい。それでこの規定を活用して、整理統合のための交換を元通りするようにされたい。本協会でバックアップすれば円滑に運ぶと思う。

以上の話し合いにより、委員長から、明日の総会において財政上の三点に必要な事項を加えて重ねて要望すること、大学財政機構、特に長期計画樹立すること、国有財産交換に関すること、大学院学生採用に関すること等について報告し、また、長谷川委員から、機会を見て、災害科学研究について発言することとした。

6 役員会

日時 昭和三四・一一・一三(金)午前九時四十分―十時

場所 日本学術会議控室

議題 総会運営について

出席者 会長、副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

茅会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長から、第十九回総会の議事日程(別表)につき説明あり、承認された。

二、国際大学協会の総会開催について

副会長から、右については一九六五年開催することになつてゐるがその開催地については総会において決めることになつてゐる。これにつき公式の話ではないが、アジア地域においては日本が最もいいのではないかとの意見がある。これを政府で行えば政治的になるので大学で行えばよいのである。断わることは簡単であるが、その機会はまた何時あるか分らない。ただ、問題は費用の問題でありそれは最も大きい問題である。労力は分担できるが、経済的の重荷があり、簡単には引き受けられない。政府や実業界で費用を支出してくれるかどうか、

会員の旅費は各自の負担であるが、本部委員の旅費は、開催国が負担することになつてゐる。総会開催期間は一週間である。本協会において引き受けられそうだとして、大体決心し、政府に交渉するとの胆を決めれば、ある程度できる。断わる余地を残して引き受けるつもりと返事してもいいかとの申出であり、これに対しては本協会の総会に付議せず、ここで責任を負うこととして、文部省等へ交渉してはどうかということであつた。

三、財団法人動員学徒援護会について

会長から、右は議会で超党派的に決めたもので、戦争中の学徒の霊を慰さめ、現在の不具者、遺族等の援護のために生れたものである。私は理事で、草葉隆円氏が会長である。あまねく学生から零細金を集めたらどうかとのことで、私学側には既に話し、十円ないし二十円の金額としてある。この趣旨につき本協会総会において説明させてもらいたいとのことである。戦没学徒の霊を慰さめためとのこと、その趣旨には色はついていないとのことであるが、その点むずかしい点がある。その資料があるから、これを本日の総会において日程表と一括して会員に紹介し、金を集めることは各大学において学生部が中心となつて行つてはどうかと諮り、承認された。

7 第十九回総会議事要録(第一日)

日時 昭和三四・一一・一三(金) 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 緒方大学学術局長、春山大学課長、西田学生課長、村

山教職員養成課長、天城会計課長、岩間技術教育課長

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、学長交替について

会長から前総会後における学長交替について、次のとおり紹介があつた。

大 学

(新)

(旧)

愛知学芸大学

佐藤 匡玄

内藤卯三郎

名古屋大学

松坂 佐一

勝沼 精蔵

滋賀大学

小牧 実繁

大畑 文七

新潟大学

伊藤 辰治

小池 敬事 (昭和三四・八
・六御逝去)

電気通信大学

山本 勇

寺沢 寛一

二、委員長交替について

委員 会

(新)

(旧)

第二常置委員会 静岡大学長山田良之助 故新潟大学長 小池敬事

第五常置委員会 大阪大学長正田建次郎 電気通信大学長寺沢寛一

三、議事日程について

右につき、会長から説明があり、承認された。

四、会務について

会長から、次の報告があつた。

1 役員会 九月十九日開催(会報第十七号第一五一―一七頁所載)

なお、本日開会前、九時四十分から二十分間、会場控室において役員会を開き、総会の運営等について協議した。

2 第三常置委員会同専門委員会

九月二十八日開催(会報第十七号第一七一―一九頁所載)

3 第二常置委員会 十月二日開催(会報第十七号第一九頁所載)

4 工学部を有する各国立大学長に対し、郵政省主催第三十八回電波
監理審議会聴聞会開催について(通知)

九月十四日(会報第十七号第二四頁所載)

5 琉球大学長の出席について招待したが返事未着

五、懸案事項について

緒方大学学術局長から、概要次のような説明があつた。

1 昭和三十五年度の予算について

大蔵省へ予算を要求し、主計局において局議中で、大学関係は済んだようである。昨年来、本協会から提出の要望事項のことも十分
考え、強く主張した。

(1) 教官研究費

2

災害(台風)について

各大学に大きな被害があり、心配されておられると思うが、国会

昭和三十四年度から三カ年間に戦前の水準に達する計画を立てた。そのためには、物価指数で戦前の水準までもつてゆくには、なお百二十億円増さなければならないが、これを三カ年でやる。

昭和三十四年度は十億円増であつたから、その半額の六十億から十億引いてあと五十億円となり来年度はその七割三十五億円増を要求している。過去二、三年間の増減の推移をみれば、昭和三十五年年度に三十五億円増となれば相当の飛躍である。なお、科学技術会議が発足して、昭和三十五年科学技術振興につき近く答申することとなり、その原案を作成中で、そのうちに教官研究費を織り込むことにしてある。

(2) 施設設備費

施設費は、本年度は、三十五億円増の七十億円で、緊急を要するものにつき昨年度五カ年計画に盛らないものは、更めて計上することとし、担当の管理局と協力して実施する。設備費は、来年度は三十九億円増の六十九億円である。

(3) 教官の待遇改善

昨年度から文部省としては、教官に対する給与については、全面的に改善の策を立て、大学院の教官に対し特別手当を支給し、来年度は十億円を計上する。目標は検事のみである。それには三十億円を要するが一步近づくこととなる。これについては、一般社会的にも、また、学術会議の白書もあり、その必要性についての認識が高まつて来ている。自民党文教委員会でも案があり、判事なみとする研究がされており、金額としては六十億円となつてゐる。今後、待遇改善問題についての社会一般の認識が深まりつつあり、自民党とも協力して進めたいと思う。他の細部については省略する。来年度は新しい考えはないが、本年度において計上された項目、例えば、流動研究費、博士課程修了後の奨励金、補助金、在外研究費、科学研究費等について、従来のものを更に伸ばしてゆきたい。

でもこれに対し異例の補正予算の審議があり、国立学校文教費に対して四億円近くを見積り、現在、その財源につき研究中である。日本育英会の奨励金および授業料免除の問題については、書面をもつて通知してあるが、奨励金については、昭和二十八年の災害と同様な方針で、一般のほか別枠として採用することとし、日本育英会でも各大学に具体的に話を進めている。災害の程度等によつて考えるその数は千二百人位と推定し、高等学校は三千人位に及ぶのではないか。授業料の免除については、その区分として、全壊、半壊のものは全額、床上浸水のもの半額とし、その人員は両方合して三千人位で、各大学に具体的に該当者の調査推薦を願つてゐる。

3 厚生補導専門職員研修センターの開設中止について

右については、前総会において報告し、意見を伺い、京都大学に依頼して長期研修の計画を立てた。その実施については、慎重を期して事前に準備委員会を設けこれには学識経験者、専門家を加えるなど万全を期したが、その途中、新聞で興味本位の報道をし、これは文部省の全学連に対する対策であると簡単な言い方をし、この研修を受けた者は、厚生補導の教授として任用する計画であるとしたため、各大学において、いろいろの論議があり、京都大学でも準備が着々進行中であつたが、学内的に困り、そのため種々議論が出て、他大学でも疑惑を持つようになつた。それで大学の教官の十分な理解なしにこの種の計画を強行実施することは、所期の目的を達成することができず、却つて弊害をきたすのではないかと思われたので、京都大学と諮り、思い切つて中止したのである。想うに文部省としては、今日までやつてきたことは、学徒厚生審議会に具体的方策を諮問し、そこで長期計画の詳細な答申があり、その内容は各大学に示し、本協会へも意見を伺つてきたものであり、また、学生部長会議でも厚生補導のため、文部省として積極的に対策を立てるよう毎年繰り返し要望してきた。そのほか、大学側の意見の中にこれに当る専門職員を作ることを大きく取り上げていた。また、職制を考へるときは、専門職とすることはいいとのことであつた。それで厚生補導に当る人を専門職員とし、十分資格ある人を養成するこ

とについては、各大学において問題はないと思ひ、この見解の下に取りかかつたのである。しかるに、いざ実行に移すと新聞に一寸掲載されると、各大学間に問題が起るとは、どうしたことかとどまつた。教官とすることは、文部省では具体的に踏み切つていない、専門職員の資格を高めるためであつて、教授にするなどは考えていない。各大学の隅々まで徹底していることと思つたのに喧々裏々の問題となつた。研修センターをそのまま理解なくして進めることはいけないと判断して中止した。問題は、このままではいけないので、今後どうしたらよいか、本協会や各大学で討議して指示されたい。研修センターのことは途中から中止してご迷惑をかけことをお詫びする。

以上のほか、当面の問題としては、一般教育の諸問題、教養部制度の問題、文理学部改善、教員養成の問題等種々あるが、これは各常置委員会の問題の報告があるうからその後で必要があれば文部省の考え方を述べた方がよからうと思う。

右の説明に対し、戸田金沢大学長から、教官の待遇は司法官なみとするものであるがその実現に努力されたい。なお、各国立大学間、ならびに各大学の学内において差別を設けないようにされたいとの要望があつた。児玉徳島大学長から、昭和三十五年度施設費のうちで学生会館については、どの位の経費が要求されるかと質され、緒方大文学術局長から、別枠で二億円要求していると答えられた。

長谷川福井大学長から、文部省に対し特に注文というのではないが一般に理解願ひたいことがある。本協会において各種の財政問題について毎年協議しているが、これまでの行き方がよいのか。例えば災害に関することであるが、今年も昨年も災害がある。国の経費を受ける国立大学としても無関心であり得ない問題である。従来も諸種の救済対策はあるが、これはそれだけで将来の防災対策を持たない。今までも委員会はいろいろできたが、できただけで実行が伴わず、結局失敗した。これにはいろいろの関係官庁が関係しており、各自の所管事項の失敗を認めず、その所管事項には他の干渉を許さない態度が強い。今月委員会ができるとのことであるが、また、前の失敗を繰り返すの

ではなかりかと心配するものである。委員会はできただけではない。また、中央に大きな研究所ができていけない。災害は各地方の問題で、特質があり、これを研究するためには各地方で従事する人が研究することが必要である。これは困難なことであるが、現在一部で既に行われていることを認識されたい。各地方の自然現象（川、山、湖、砂丘等）と取り組んでいるのが多く、これは一つの芽で、中には相当災害防止に役立つ例を知っている。できるだけこの芽を育成すれば大きな効果が挙がることは明らかである。大学の立ち場としても現実的な協議、連絡を図ることは極めて有効である。また、将来の重要問題として本協会で論議し、文部省としても関心を持たれることを希望すると述べられた。これに対し会長から、各大学において各地域ごとに相当詳細な災害研究がされている。関連性のある向きで連絡協議することは有効適切であると思う。これをどうもつてゆくか、長谷川福井大学長においても、具体的提案されてはどうかと述べられた。今中佐賀大学長から、厚生補導の問題はデリケートな問題で、最近の学生運動は、地方の大学と中央の大学は事情が違い、特に中央では困ると思うが、佐賀を中心としての私の経験を述べる。私の専門上、問題あるときは、私が事実上学生部長として、この二年間経験させられた。学生運動には同情を持ち、学生に自由に行動させたいと思つてゐる。

今度、取り締りの立場に立ち、どう取締まるべきか。学生の方向を正しくするには、大学の方針が正しく確認されているか、大学としても反省すべき点はないか、学生運動のどの面に是正を要するか、大学側として、どんな枠内で育成していくかに関点がある。現在の学生運動は、授業放棄のスローガンで抵抗運動を行うことを全学連から各支部へ流す。昔から学生ストライキはあり、これは学生と学校間の関係で起つたので、これには学校に不満があるとのことで、一応の意義もあるがしかしながら、今の学生運動は、学校が別に悪いのではなく、問題は外にあり、その手段として授業放棄がとられ、それは論理に合わず、本来の目的達成には何等の効はなく、与論の悪化をきたし、マイナスである。そこで接触の度ごとに学生委員へそれをいつており、

それはよくわかるというが、ただ、反対の熱意を表明する手段として授業を放棄しているといつてゐる。もつと有効な手段があるのではないかと説いているが、学生も全面的に良心的には授業放棄はできない。指令が授業放棄となれば、組織の中にあるので矛盾の中で動いてゐるわけで、同情すべき点がある。今日未解決のままになつてゐる。どこに問題があるかというならば、それは中央における組織と戦術の中にあると思うので、それが合理的にならないと地方では解決ができない。これは中央におられる方に願いたい。その点よく承し、理解しただ、抑えるだけでなく、有効にして合理的な方針を持つて学生を導けば、地方も良くなつてゆく。この方針を文部省も理解し、地方にも影響するようはかられたい。学生運動には政治教育が必要である。学生も、それぞれ意見を表現することが必要である。ただ、抑えず、延ばすような立ち場でやらなければならぬ。次に、厚生補導の職員については、これを教官とするか、事務職員とするかの問題よりも、その人々が、学生に信頼され、説得力を持つか否かが重要であり、学生と十分話し合ひのできる人でないと、いかに教官でもむずかしいと思ふ。そこで技術的のこのほか、学生を理解し、適切な思想的な指導者であることが必要である。それは、教官、職員の自分の問題でなく本質的な問題だと思ふ。大学でも、大学の中で、十分責任を持ち、確信をもつて引き受けたといえるような状態になりたい。この問題は、大学と文部省と相待つて制度でなく実質上の問題としてやらないと解決できないと思ふと述べられた。

六、各常置委員会の協議状況報告

第一常置委員会 岬山委員長

一般教育の問題に関する特別委員会の委員の選出については、前回の総会において役員会に一任されたもので、九月の役員会において会長、副会長、本委員会委員長において選出することになつたが、副会長は当時海外出張のためその帰国を待つて決定することになつた。それでこの機会に、総会后、今一度集まつて決定することになつた。また、一般教育に関連して教員養成制度の問題も同時に検討することになつてゐる。この問題については本月十一日第七常置委員会が

会合を開いた。その報告を待つて、あとで第一、第七の合同委員会を開くかどうか決めたいと思う。

第二常置委員会 山田委員長

最近、文部省で高等学校教育課程改訂について審議中であるが、去る九月の役員会において高等学校教育と大学教育との関連性からみて本委員会において検討することとした。その後、委員会を二回開き、討議の結果、改訂に対する希望を別紙のとおりとした。これを文部省へ提出してはどうかと思う。これに対して種々質疑応答があつたが、殊に自然科学の学科目のうち地学を省くことについては議論あり、これについては本質的理由があるのではなく、担任教官が少ないというためであつて、各大学では、現に地学を講義しているのであり、第二常置委員会においても必要であるということには異議はなかつた。以上、文部省へ提出するについては地学の点などについても具体的にすることとし、第二常置委員会において、午後検討し、これを明日報告の上決定することとした。

第三常置委員会 児玉委員長

厚生補導の職別についてはさきに学徒厚生審議会から答申し、また本協会からも昭和三十、三十二年の二回にわたり、学生の厚生補導のため専任の教官を配置されたいとの要望書を文部省へ提出したが、今日まで実現されていない。その理由は一体、どんな資格の人とすべきかにあり、文部省でもはつきりしていないようである。この第一歩として厚生補導の職員を養成しようということになつたのであるが、それができなくなつた。どのような人を養成するか、それにはどうしたらよいか、これらの問題につき今中佐賀大学長の指導者に関する意見等を参考として、午後十分審議することとした。

第四常置委員会 戸田委員長

常に第三常置委員会と共に審議している。特に本委員会としては、かねて文部省に提出の学徒厚生審議会からの答申に関連して種々文部省に要望している。また、会報第十七号第十六頁に掲載してある教養部の官制化は、学生の厚生補導、一般教育問題と関連して極めて重大と思うので第一常置委員会と連絡をとつてゐる。次に今までは厚生補

導の予算は極めて少なく、会議の出席する旅費さえないので、是非、増額されたい。

第五常置委員会 正田委員長

特別に報告することはない。第六常置委員会 山中委員長 恒例により、各大学から要望事項の提出を願つたが、内容を大別すると次のとおりである。

1 教官研究費について

(1) 専任講師、研究生の研究費の増額、実験講座費、非実験講座費の中間に新らしく準実験講座費を設けること、在外研究員の予算の増、大学院を有する大学においては各学部一名、その他の大学においては各大学院一名ずつ派遣のこと、(2) 学生経費については、理科系の一般教育の学生経費を実験学生経費の単価にしてほしい、(3) 旅費については、いつも出ることであるが、非常勤講師、学生部旅費、学生実地指導の旅費を新たに設け又は増額せられたい。

2 施設設備費について

老朽施設の更新、一方更に細かく大学院事務、研究の設備、共同利用施設、放射性設備の如き内容のはつきりした新しい要望がある。

3 教官の待遇改善について

この件について各大学からの外、東北大学に在る国立大学教官待遇改善懇談会からも、緒方大学学術局長から話のあつたような方向に、是非進められたいとの要望があつた。

以上のほか、大学における最も重大な問題、大学の財政機構の問題であつて、前回にも話のあつたとおり、大学財政の長期計画を樹立することである。講座部門も振り替えとせず純増とされたい。特に大きい問題は、昨日は、国有財産交換のことについてであるが、諸所に散在している施設を一本にまとめ、能率を上げるため再編成統合ができるように国有財産特別措置法ができたのである。これによれば、土地建物等の施設を国立大学と地方団体との間で交換ができるように定められたのであるが、この規定が他の官庁に拡大濫用されることになつたため、最近、大蔵省主計局から申出があり、交換が不自由になつた

このことは、国の費用の合理的な使い方から考えても、この法律があるのだから国立大学において便宜に行い得るようされたいとの強い要望があつた。以上により、従来から繰り返し要望している三点と必要な事項を加えて重ねて文部省その他へ繰り返し一層の成果を上げるよう要望したいということになつた。このほか、今一つの問題は、教官の待遇や財政問題にも触れることであり、大学のスタッフの問題のことになるが、それは大学院を有する大学はいいが、その他の大学では現在既に教官の補充に困難である。この問題は、本委員会だけでは問題が大き過ぎ、もつと広い問題なので、本協会の広い場所から、または特別委員会において研究してはどうか、財政問題から離れて考えられたい。

これに対し、会長から、要望書は何回提出してもよいと思うので、今回も研究費の増額、施設の整備、待遇の改善の三点を三支柱として要望書を提出することとする。その後、事情も変つていたので、一部の表現は多少変更するが、それは会長、副会長に任せられたく、同時に口頭で説明することとすると述べられた。なお、古林神戸大学長からジュニアの理工面の実験費の引上げ、在外研究員の増員、土地利用についての関係当局の理解、大学のマス・コミの予算措置等についての要望があり、会長から、それは第六常置委員会で検討することとしたいと述べられた。

第七常置委員会 村上委員長

報告の前に、第六常置委員会に強く願いたいことは、大学の施設、設備の交換のことを特に取り上げてもらいたいことである。それには国有財産特別措置法を効率的に運営することは最も大事である。第七常置委員会は一昨日開き、なお午後引き続いて行うので、一括して明日報告したい。合同委員会については第一常置委員会委員長と相談して決める。

七、科学技術教育振興に関する連絡委員会 山内委員長

第十七号会報第十六頁に掲載してあるとおり、この春、中間報告を出し、これは各大学の参考に供するものである。昨年、第六常置委員会と共に意見書を提出した。その後、取扱いについては、まだ、報告

の段階に達していない。連絡委員会で、もう少し具体的予算のことを考へべきだが、総会の時以外なかなか、集まることができず、持ち越してきた。現在の専門委員会は中間報告を作るためのもので、このままの委員では、これ以上のことはできない。具体的予算の問題は大きい問題で、これがためには委員会を開き、調査もしなければならぬが、調査費、旅費を要し、又現在の委員では不適當だと思ふ。中間報告書は各大学に配付してあるので、これに対する意見を委員長に出していただきたい。これを委員長から、専門委員会、連絡委員会とおして総会へ提出することとしたい。中間報告書のと始末や本連絡委員会をどうするか等は本日午後、相談する。

会長から、本日は、大学の基本問題については、自由討議の時間がないので明日できれば行ふ。なお、恒例により本日文部大臣が見えるはずだったが、議会の関係で出席されると思うが、はつきりしないとの報告があつた。

以上をもつて、午後零時半午前の会議を終り、昼食休憩、午後一時半から、各常置委員会を、各別室で開くこととした。

第十九回総会議事要録（第二日）

日時 昭和三四、一一、一四（土） 午前九時半

出席者 前日に同じ

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、各常置委員会所管事項の報告

昨日開かれた各常置委員会の審議事項について各委員長から報告があり、これについてそれぞれ質疑応答があつた。その概要は次のとおりである。

なお、古林神戸大学長から、各常置委員会の報告は簡潔にして、大学の在り方についての基本問題の討議に時間を割かれたいとの意見あり、会長から議事進行については趣旨に添いたいと答えられた。

第一常置委員会 蠟山委員長

1 一般教育の問題に関する特別委員会の構成について

右委員は、会長、副会長、および第一常置委員会委員長において決定し、総会に報告することとなつてゐる。本委員会への割当は、委員長以下三名で、二名を互することとした。その互選の仕方は、大学には規模の差異があり、一般教育の標準が一つでは不相当という考え方で、委員の代表される大学を考慮し、平沢京都大学長、関口山形大学長の二名と決定した。

2 文理学部の問題について

この問題は、既に本委員会を離れ、文理学部をもつ大学と、文部省との間で具体的に交渉することとなつてゐたが、文理学部をもつ大学相互間の連絡も必要であり、随時、具体的な報告、連絡もあり、最近の話し合いの状況については、報告があつた。文部省でも文理学部の措置については、やや一般的の標準があり、その方針も聞いた。来年一月更に折衝することとし、その間、考えるべき重要なことは、大学のピークを打ち出すことである。これがためには一般教育と教員養成の二つの点を考慮しつつピーク案を漸次具体化するこゝとである。

3 教員養成制度について

右については、第七常置委員会と合同で審議することになつてゐる。今回、この問題は相当進展をみられたと思うので、第七常置委員会委員長の報告を聞いた上で審議することとなつた。

第二常置委員会 山田委員長

1 高等学校教育課程改訂に対する意見は、昨日承わつたが、その際、地学について質問あり、午後、その取り扱いについて協議した。その結果、地学をはずすことのないようにすることははいまでもないが、案文中に具体的に入れることはむずかしいので、案文はそのままとし、会長が文部省へ提出するとき、地学を省かないよう口頭で申入れることに決定した。

2 一般教育科目については、各大学からのアンケートの集計があるが、これを今後更に検討し、あまり多いものは問題で、その科目はどういうものが適当か検討したい。これは今後の問題である。

これに対し、岩崎和歌山大学長から、現在の一般教育は、あまり

成績はあがつていない。単に大学だけでは解決できない。高等学校との関連において完成されると思う。実情は、重複または欠陥の科目がある。そこで少なくとも進学コースには必修科目を多くし、大学においてやらないようにする必要がある。それがため、大学の一般教育の一部を高等学校へ移し、大学は専門教育を多くするよう考えられたい。この案文には内的には含まれてゐるが、その点を明らかにしたらどうかと質され、山田第二常置委員会委員長から、高等学校へ学科目を移すことは、別途に考えるべきものではないか、また、一般教育科目の調整については案文の第四項に該当するものと思うので、この点を会長から文部省へ強調、布衛してもらふことにしたいと答え、了承された。

緒方大学学術局長から、高等学校教育課程改訂審議の進行状況は基本的な問題について検討されている段階で、まだ、学科目別の審議には入つていないなど述べられた。

第三常置委員会 児玉委員長

昨日、午後、厚生補導の職員の問題について審議したが、その職員は専門職ともすべきであるということであつた。これは文部教官ということにし、事務職員と区別する。学従厚生審議会では教授、助教授とするが、本委員会ではこれをうたわず、文部教官として強化を図るべきだとした。定員は、最少限教授一、助教授一、助手一とし、名称は付せず、文部教官一本とする。補導のことは、相当専門的学識経験を要し、その養成には十分考えなければならぬので、直ちに採用はできない。なお、大学の規模も違い、それぞれの事情もあるので、一律にはできない。

これに対し、新しい形の文部教官を置くことについては、その趣旨に相当養成もあつたが、制度上、大学管理機構上、教授会との関係学生の指導、授業担当の面等各汎の観点から活発な意見の交換があつた。また、昭和三十年六月に本協会から文部大臣に対し、学生の補導強化を図るため、学生部または厚生補導部の常任の部長を置き、教授の身分を与えられたいと要望したが、これをそのとおり確認するののかその教授を文部教官とするのかとの発言あり、時期的にも適当でなく

なお、慎重に研究すべきでないかとのことで、結論に達しなかつた。

次いで会長から、厚生補導の職員に関しては、さきに要望書を提出してあるが、その要望の線と違つてはいないが、検討すべき点が生じたことも事実であるから、この際は結論を出さず、文部省にもこの点口頭で述べ、意のあるところを十分に承してもらふこととしたい。今回の提案は、報告を受けただけとするが、専門職の定員を取ることにについては認められたものとしてたいと諮り承認された。

(午前十一時から約十分間休憩)

第四常置委員会 戸田委員長

特別に報告することはない。

第五常置委員会 正田委員長

1 大学の教官の充実と補充、特に理工科系のそれは、近来甚だ困難な状態にあり、今後益々この傾向ははげしくなるものと思われる。それを解決するためには、待遇の改善と研究費の増額は勿論、それと共に教官の養成確保のため国立大学全体として互に協力する必要がある。

2 災害科学の調査研究を強力に推進するために、大学間の連絡協力態勢を作るべきである。

以上については、具体的案はないが、各大学において研究された

い。
これに対し、会長から、第二項については、提案者である長谷川福井大学長かつ具体的なお尋ねがあれば協力願いたい。また、第一項については、第六常置委員会とも関連すると述べられた。

第六常置委員会 山中委員長

昨日は、天城会計課長にも出席を願ひ、現状をも考慮し、総会の意見を併せ勘案して、次のとおり決めた。

1 従来繰り返し返したことであるが、教官研究費の増額、施設設備の拡充整備、教員の待遇改善の三本柱につき、引き続き要望書を提出されたい。文部当局の尽力で、それぞれ増額改善されているが、なお不十分なので引き続き願いたい。特に教官研究費のうちで、本年度は理工系の研究費増加があり、多少人文社会系とのバランスが失

れたので、来年度はこの方面の考慮を願いたい。

2 予算事項ではないが、国有財産特別措置法の取り扱いについては天城会計課長から伺つたが、文部省としても大学については、文教施設の五カ年計画を立てたが、なかなか成立しない。また、現実に現状を卒直にみても、学生の増加が著しく、のみならず戦災や社会の進歩のため、ふやすことが必要である。これに文部省も努力したが、現状のような状態である。このため、国有財産特別措置法が国立大学のためにできたものである。予算も不自由で文教施設費だけを特別に増すことはできない。従つてこの措置法により建物等の充実整備ができるので、これが実施を併せて進められたい。これは予算とは内容が違うので、別途に適宜措置されたい。

右に対し、古林神戸大学長から事の真相を広く周知させるため、マスコミの経費の要望あり、また、戸田金沢大学長から、この措置法は廃止されるのの事を聞くが、文部省においてその存続するようにされたいとの要望があつた。

以上に対し、会長から、財政に関する三本の柱の要望書は本年度も提出することとする。また、理工系との不権衡を来たさないよう人文・社会系の経費も逐次増加することを要望し、国有財産特別措置法については、その適当な運営を要望したいと述べ、了承された。

第七常置委員会 村上委員長

前総会後、二回催し、三点について第一常置委員会と合同の会議を開いてこれを話し、その了解を得たので報告する。

1 中央教育審議会の改善方策に関する答申による教員養成制度については、文部省の考え方を伺つた。この問題は、春の総会で取り上げ、文部省でも考慮するとの了解を得たのだが、そのままになっている。この点、改めて取り上げることになった。この答申には、種々の対策があり、種々の問題も起り、そのうちには、あまり根拠のないものもあるが、かなり不安を招いており、賛否両論があるので実施の責任がある文部省は、答申の内容を正確にする必要があるだろう。その解説はむずかしいが、主な問題点を取り上げて補足説明する程度でも有効であると思う。これは世間への宣伝ではなく、

本協会内においての参考資料としていいのではないか。

2 教員養成の実情について、その客観的、統計的資料を提供されたい、文部省でも、かなり準備してあるとのことである。答申について、理解の仕方は、極めて不十分な認識の上に立つて行われている。複雑な内容につき、客観的、統計的な資料が必要なので、これをまとめて提供されるよう春に文部省にお願ひした。昨日、その資料により村山教職員養成課長から説明を聞いて参考となつた。その資料は、第七常置委員会ではもらつたが、各大学までは配布していいないので、希望があれば教職員養成課へ申出てはどうか。

3 答申については、何等かの意見を本協会から提出する必要があるのではないか。昭和三十年には提出した。答申が出されてから改正すべき幾つかの教員養成に関する問題を指摘したが、更めて意見を提出すべきでないか。しかし、教員養成学部は、極めて複雑な組織であるから、これを包括しうるような意見書を書くことはむずかしいが、更めて意見書を提出する必要ありと結論し、この点、第一常置委員会の了承を得たが、どうしてこれを作るかの問題があり、これについて次の二案を考えた。

(1) 主として教員養成のことであるから、第七常置委員会で、一応原案を作り、これを第一常置委員会との合同委員会に付し、最後に総会の議を経る。

(2) しかし、一般教育にも関係し、合同委員会があるので、そのうちの小委員会または特別委員会で原案を作成し、第一、第七合同委員会に付し、総会の議を経る。最後には、総会で検討する。そうしなければ総会に付するには来春になると思う。

それを目途として進めたい。

右に対し嶺山第一常置委員会委員長から、第一常置委員会として、第七常置委員会委員長の唯今の報告を了承する。そのほか、若干、第一常置委員会の意見を紹介する。

1 中央教育審議会に関する文部省の解説については、その答申を文部省はどうするか明らかでない。その際、今、意見書を提出することは異例でないか、文部省も多少疑問を感じていないか、重

要な問題について技術的な解説を要望する等のがいいのではないか。

2 実態の状況報告は、むしろ速かに提出すべきではないか、この点は異存はない。

3 本協会としては、何等かの意見を提出すべきではないか、昭和三十年提出した要望書の関連上、黙っているいわれはない。今の段階では、過去の要望と今のことは、密接な関連はない。今の答申の意見は、もつと広い立ち場である。具体的方法は、第七常置で原案を作成し、合同委員会へ提出することとする。たまたま、その委員会は具体的問題に適當するかどうか、それにはもつと広く、各常置委員会を通じて特別委員会を作ることが必要となるのではないか、さもなければ、相当の数を要するか、事を運ぶには小委員会が適當である。その点は総会に諮つて決めるべきか、その案は、その経過でも総会で十分論議の余地あるようにしたい。この点は第一常置委員会で特に要望しているところであると述べられた。

森戸副会長から、意見書を提出することは結構である。その後事態も変つた面もあるので、答申にとらわれず、新しい広い見地で全般的に考えてほしい。できれば、大体決めたものを会議前にプリントして配布し、一応知識を得てから会議に付議されるように考慮してほしい。外国の大学でもそうである。思いつきでない立派な資料があつて、それを審議してゆくという形の運営にしたい。総会において十分な意見を述べることができるようにならねばと述べられた。

岩崎和歌山大学長から、終戦後、教員養成制度については、新しいアイデアで出発したので、私立大学卒業の教員と国立大学卒業の教員との差、新制大学と旧制師範学校との比較等につき、科学的客観的資料がほしいと述べられた。

会長から、来春、意見書を提出することになれば、それをまとめることは困難な事業と思うが、重要な問題であるから、合同委員会で作成し、総会までに間に合うよう十分努力されたいと要望

された。

なお、文部省にある資料を教員養成の大学へ文部省から配布されたいとの希望あり、了承された。

二、一般教育に関する特別委員会の委員選出について

会長から、右について次のとおり決定した旨報告あり、承認された

委員長 森戸広島大学長

委員 第一常置委員会委員長 蛸山お茶の水女子大学長

第一常置委員会委員 平沢京都大学長

同 関口山形大学長

第二常置委員会委員長 山田静岡大学長

第七常置委員会委員長 村上東京学芸大学長

なお、右のほか、本協会会員以外から選出するこの方面の学識経験者四名は、相談の上選出することとなるので、ご賛同を得たいと諮り、承認された。

三、国立短期大学協会設立について

右につき、関口山形大学長から、国立大学のうちに短期大学部十九あり、従来、その関係者は任意に集まっていたが、これを組織化して本協会とは別個に団体を作りたいと思う。本協会設立の趣旨に抵触しないと思うが差支えないかとて、短期大学部関係の法規を挙げて説明があつた。これに対し、会長から、短期大学部の長は、全部その大学長と同一人であるとのことでもあり、差支えないと思うと答えられた。

四、大学の基本問題について

本日は、時間がないので取り止めることとした。これに関連して、(1)各自意見を簡単に認め、これを会報に掲載して配布し、これを基として総会において討論するようにしてはどうか。その場だけの思いつきではいけないか、(2)生まのままの材料を生まのまま自由討議しない問題と解決しない。それをどのような会合で行うか、その機会を持ちたい。(3)質疑応答は要点だけとして議事を進められたい等種々の意見があり、これに対し、会長から、自由討議には特にその時間を取りたいので、これをどのようにするか、役員会に諮り、実行できるよ

うにしたいと答えられた。

最後に緒方大学学術局長から、文部省においては、各常置委員会の考え方を活かすようにしたい。学生の厚生補導については、その研修センターを中止するに至つた経緯を述べ、その取り運びにつき反省するところのあつたことを卒直に述べて了承を得たが、学徒厚生審議会答申中に盛り込まれた事項を逐次実行に移してゆくうちに、優先的に昭和三十四年度の問題として取り上げたのがこの研修センターであつた。

今後の厚生補導の進め方について、更に各大学において、その経験により検討して、文部省としてのとるべき態度を教示されたい。昨日来の議論は、学徒厚生審議会答申の前提に関することと思うので、その答申を再検討願いたい。来年度の厚生補導に関する予算の問題については、答申に述べてある事項について実現するよう努力する。いずれにせよ、学生問題につき、真剣に研究されていることに感謝する。明後十六日の事務局長会議においては、事務的連絡事項を伝えると述べられた。

なお、古林神戸大学長から、退任についての挨拶があつた。以上をもつて午後零時半閉会、第十九回総会を終了した。

8 第三常置委員会同専門委員会

日時 昭和三五、二、二〇(土) 午前十時—午後二時半

場所 東京大学講堂南側会議室

出席者 児玉委員長、各委員、各専門委員

茅会長、山田九州大学長、杉野目北海道大学長、朝永

東京教育大学長、久米お茶の水女子大学長

文部省 小林大学学術局長、西田学生課長

欠席者 平沢、村上各委員、日下部専門委員、黒川東北大学長

山田静岡大学長

議題「最近の学生政治活動等について」種々討議懇談が行われた。

(議事概要別途配布)

9 役員会

日時 昭和三五、四、一六、(土) 午前十時—午後零時半
 場所 東京大学大講堂南側会議室
 議題 第二十回総会開催期日決定、決算報告、予算案等につ

いて

出席者 会長、副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長
 (欠席者) 杉野目、伊藤、正田各理事

ただし、東北大、東京工大、金沢大は代理者出席
 文部省 小林大学学術局長、春山大学課長

茅会長司会の下に開会。

開会に当り、会長から、蟻山政道第一常置委員会委員長の後任には、平沢興京都大学長が、山田良之助第二常置委員会委員長の後任には遠藤隆次埼玉大学長が、それぞれ就任された旨紹介があつて、議事に入つた。

一、第二十回総会開催期日について

六月十七日(金)、十八日(土)と決定した。

二、昭和三十四年度決算報告について

進藤事務局長から、別紙決算書につき説明あり、なお、前年度において会費増額のため、翌年度繰越額が六十万余円となり、年度の交替期にも借金せずに運営できるようになつた旨述べ、異議なく承認された。

三、昭和三十五年度予算案について

進藤事務局長から、別紙予算案につき、前回総会における注意もあり、各科目と金額が実際となるべく合致するよう編成したとて、その内容につき説明あり、異議なく原案を承認可決した。

なお、別紙財産目録についても同様承認された。

四、役員の改選について

役員全部が任期満了となるので、六月開催の総会において会則により理事、監事を互選することとなるが、従来の慣例により地区ごとに

互選することとした。

五、理事増員についての要望書

昨年十二月、新制大学の十五学長連名で、新制大学発足以来既に十年余を経過したが、その施設旧態依然たるものがあり、組織運営も専門学校を脱せぬものがあり、教官の定員増も期待できず、殊に研究費に至つては、旧制大学から移行した大学に比し格段の相違があるため教官の研究はほとんどその機能を失い、その結果、兎角社会の批判を蒙ること少なからざるは洵に心外の至りである。つきましてはこれらの隘路を打開するためにも、国立大学協会を中心として、新制大学当事者が、自らの問類題を掲げて関係方面へ強く働きかける必要を痛感しているので、この際、国立大学協会の理事を増員して、新制大学側からも多数これに加わり、その盛り上げた力によつて関係問題の解決に努力したいため、本協会の理事を増員されたいとの要望書が会長宛提出あり、協議の結果、従来そのままでは役員が固定するようないこともあり、また経費には影響することがないので、その要望を容れることとし、次期総会において会則の改正を諮ることとした。

なおその選出は、従来の慣例どおり地区ごとに選出することとし、その割当は、次のとおりとすることとした。

地 区 別	大学数	理事推薦数	
		現 行	改 正
北海道、東北地区	一一	二(北海道一)	三
関東、長野、新潟、山梨地区	二二	四	六
中部地区	九	二	三
近畿地区	一二	二	三
中国、四国地区	九	二(中国一) 二(四国一)	三
九州地区	九	二	三
計	七二	一四	二一

六、副会長増員について

わが国における国立大学の現状に鑑み、副会長を一名増員して二名と

し、次期総会に諮ることとした。

七、大学教官の充実確保についての要望書

昨年十二月、東海地区国立大学長会議から、八大学長連名で、科学技術の躍進時代を前にして、わが国立大学の現状は、教官の処遇、研究施設、研究費、その他厚生施設等において民間業界のそれに遠く及ばない状態である。従つて、各大学においては、優れた素質をもつ卒業生、特に理工系の学徒は、競つて民間の有力会社に駆しり、学術研究のため教官として大学に残るものはほとんどなく、大学院に入学を希望するものも、極めて稀れな有様である。このような現状をもつて推移すれば、今後十年を出でずして、大学は人的に教育研究上の使命を果たし得ない状態に至ることを恐れる。そこで、政府が教官の待遇の改善、研究施設の充実、研究費の増額、外国留学の復活等の諸問題について、抜本的施策を強力に推進し、大学教官を充実し、確保されたいとの要望書が会長宛提出された。

これについて、種々話し合いがあつた。即ち、(1)教官の後継者を大学院において養成するか、あるいはまた、助手から養成してゆくか相当研究を要するので、再検討する必要がある。(2)国立大学は、学問の中心の地位を失ひ、民間に移る傾向があり、これは世界的の重要問題である、日本は特にこの傾向が強くと表われている。(3)教官の給与は、大学卒業後五年位経過すれば、民間就職者より月約一万円減の差を生ずる。人事院は、法規に基いて勧告しているのであつて、特別法でもなければこの件について特別に勧告することができないとのことである。民間や私立大学に比較すれば、統計上では国立大学の給与がよいとのことである。給与問題については、大学においても積極的に行動する必要があるのでないか。しかし、實際上、要路の当局者に会見して要望しているが、なかなか効果が挙がらない。(4)大学院の特別手当は、助教以下にも拡大し、早く解決されたい。これについては、一年間位、期間をおかなければならないので、文部省としても、昭和三十五年度は積極的な措置はしてないとのことである。(5)科学技術進歩の今日、国費だけに頼つてよいものか問題である。

これに対し、科学技術会議においても十年計画の案が、この六月頃

に出来る関係もあり、また、予算的問題は、従来は、秋の総会に付議しているので、なおよく案を練ることとし、今回は、単に報告事項として取扱うこととした。

八、尾崎記念館の時計塔建設について

会長から右につき、同財団理事長川崎秀二氏が参り、記念会館は竣成したが、時計塔建設につき一千万円の不足を来たした。これを全国的に醸金を得たいので、そのうち五百万円を国、私立大学の学生に醸出していただきたいのだが、賛成されたいとの申越しであつたが、返事を保留しておいた。このことは、副会長とも相談したが、本協会はどうしようということはできないので、このような問題があることを、一応各大学へその趣旨を紹介したい。川崎理事長から、直接各大学へ連絡し、各大学では適当に処理してもらいたいと思つてそれで、このことは議題とせず、紹介することとしたいと迷べ、了承された。

九、学生問題について

児玉第三常置委員会委員長から、去る二月二十日(土)、学生問題につき、委員、専門委員のほか、臨時委員および、最近の学生運動に関係のあつた大学の学長の方々にも参加を願つて種々対策を協議したがその結論を出さず、その話し合いを持ち帰つて各地区ごとにそれぞれまとめ、来る四月二十七日(水)専門委員会を、翌二十八日(木)に委員会を開催することになつてゐる。全学連は、各大学の自治会が構成メンバーであるから、当然自治会に責任がある。これに対し、もう少し、教育的手を打てないものか、その対策を研究願つてゐる。各大学により事情が違ふので、統一的の意見はむづかしいと思ふが、一応、共通的の対策ができれば作りたいと思つてゐるとの報告があつた。これに関連して、各大学の状況について報告があり、また、(1)自治会へは強制的に加入することになつてゐるが、統計によれば約八十%加入してゐるとのことである。各大学では放任せず、積極的に指導すべきでないか。規約制定についても、大学が教育的にリードすればかなり是正されるのでないか、その規約を守らないものが多いが、これをどうして抑えるべきか。(2)自治会で決議すれば、これを実行してよいものか、それにしても学外で行つてもよいものか問題である。

その線の引き方がむずかしい。学外で、自治会としてでなく、有志として行動したものに對しては、これを差し止めることは、個人としてはいいが、学長としては憲法違反になるという説が一部にある。(3)自治会の決議は極めて少数の者が行なつてゐる。少数の代議員総会で学生大会の決議に代つてゐるものもある。定数があつても、白紙委任状を提出するものが多く、これにより会議が成立したと称してゐる。一般学生が関心が薄く、総意の下に動くようにすることが根本問題である。(4)自治会の会計を明確にすることが必要である。(5)高等学校の生徒は、近来、悪化の傾向がある。(6)学生を十四、五名ずつに分け、指導教官制を取つてゐる向きもある。学生は、教官との接触を望んでゐるが、その場所がないのに困つてゐる。学生会館が必要な所以である。大企業でも学生の増員には出資するといつてゐるが、学生ホールには応じない。独逸では、逆にならず、ホールといつてゐる等の話し合いがあつた。

10 第三常置委員会の専門委員会

日時 昭和三五・四・二七(水)午後一時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 児玉委員長、各専門委員、西田学生課長

欠席者 山田、日下部、芦田、重松、森河専門委員

児玉委員長主宰の下に開會

本日の専門委員会は、明日の第三常置委員会合同会議の予備的の意味もあり、去る二月二十日の本会議の継続の意味もあり、各専門委員から種々意見が述べられ且つ討議された。そしてこの概要とその問題点について明日の合同専門委員会に下村専門委員から報告を行うことになつた。

11 第三常置委員会同専門委員会

日時 昭和三五・四・二八(木)午前十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 児玉委員長、名委員、各専門委員、茅会長、朝永学長

黒川学長、杉野目学長、久米学長、渡辺寧学長、平沢

学長代理横田事務局長、小林大学術局長、西田学生

課長

欠席者 村上学長、戸田学長、芦田専門委員

児玉委員長主宰の下に開會

昨日専門委員会を開催した経過を報告、次いで、下村専門委員から、総括的に詳細な報告が行われた。

次いで、学生運動の正常化の問題について、あらゆる観点から活発な意見の開陳があり、学生の自治活動に対する大学の基本的見解と補導方針、正常な自治活動の育成と助成、学外における学生の政治活動に對してとるべき大学の教育的対策並びに管理権、及びその具体的実施方針、大学内部の補導組織の強化、学生生活活動の環境の整備等について検討した。なお、今後連続審議のために特別委員会を設け、問題を掘り下げて分析し調査し、補導の目標、基本線を見出すこととし、その委員の人选等斯波専門委員にお願いすることとした。(議事概要別途配布)

12 一般教育特別委員会

昭和三十四年十一月十三日、十四日両日開催の第十九回総会における協議に基づき、一般教育特別委員会を設置した。委員十名をもつて構成し、委員長は森戸副会長が就任された。(委員一覧表——この会報第三七頁参照)

この委員会開催年月日次の通り

第一回	昭和三十四年十二月十六日(水)	東大会議室
第二回	昭和三十五年一月十四日(木)	"
第三回	昭和三十五年二月十三日(土)	"
第四回	昭和三十五年四月十八日(月)	"
第五回	昭和三十五年五月十六日(月)	"

第六回 昭和三十五年 六月七日(火) "

大学における一般教育は多岐に亘り、幾多の問題を包含しているが、森戸委員長から左記の順列によつて調査研究を進めることとした。

記

第一、一般教育と教養課程

一、教養課程における一般教育

二、併存する他の科目

(1) 基礎教育

(2) 外国語

(3) 保健体育

三、課外活動と学生補導

四、その他

第二、大学の種別について

一、総合大学

1 教育学部または教養学部をもつもの

2 文理学部をもつもの

3 教育学部をもつもの

4 文理学部、教育学部をもつもの

二、単科大学

三、学芸大学

四、その他

この委員会の審議過程、進行状況等詳細に関しては、森戸委員長から第二十回総会において、中間報告として報告されることになつていて、議事要録は省略保留とした。

二、 会 計 報 告

昭和35年4月16日（土）開催された当協会役員会において承認された、昭和34年度決算、昭和35年度予算案及び財産目録は次の通りであります。

昭和34年度 {自昭和34年4月1日
至昭和35年3月31日} 決算 国立大学協会

科 目	当初予算額	予算現額	決 算 額	予算現額と決算額との比較	備 考
	円	円	円	円	
歳 入 の 部	2,015,000	2,015,000	2,016,604	1,604	
1. 会 費	1,715,000	1,715,000	1,715,000	0	1 学部7千円、245学部
2. 預金利子	30,000	30,000	26,656	△ 3,344	
3. 前年度繰越額	270,000	270,000	274,948	4,948	
歳 出 の 部	2,015,000	2,015,000	1,411,672	603,328	
A 事業費	850,000	850,000	715,132	134,868	
1. 総会費	400,000	400,000	365,305	34,695	2 回分 委員会費へ流用減1万円 役員会費より流用増1万円 第16号、第17号
2. 役員会費	40,000	30,000	13,790	16,210	
3. 委員会費	60,000	70,000	61,992	8,008	
4. 会報発行費	100,000	100,000	86,600	13,400	
5. 調査研究費	250,000	250,000	187,445	62,555	
B 事務費	965,000	965,000	696,540	268,460	
1. 人件費	750,000	720,000	548,600	171,400	印刷費へ流用減3万円
2. 備品費	20,000	20,000	0	20,000	
3. 借用料	40,000	40,000	23,696	16,304	人件費より流用増3万円
4. 消耗品費	25,000	25,000	10,465	14,535	
5. 印刷費	20,000	50,000	44,844	5,156	
6. 通信費	40,000	40,000	29,525	10,475	
7. 旅費	20,000	20,000	0	20,000	ストーブ燃料、図書、新聞、花環、茶、都内出張、超勤、通勤手当等
8. 雑費	50,000	50,000	39,410	10,590	
C 予備費	200,000	200,000	0	200,000	
翌年度繰越額			604,932	604,932	

財 産 目 録

昭和35年3月31日現在
国立大学協会

1. 資金現在額	A、定期預金 20万円 2口、10万円 1口	計	500,000 円
	B、普通預金	計	104,932 円
		合計	604,932 円
2. 備品台帳総計額	{公印、書庫、書棚、謄写版、名票 石油コンロ、窓日除、書籍等 24点}		59,730 円

昭和35年度 {自昭和35年4月1日} 予算案
 {至昭和36年3月31日}

国立大学協会

科 目	金 額	摘 要
歳 入 の 部	2,352,000	
1. 会 費	1,722,000	1 学部当り7千円、246学部
2. 預 金 利 子	30,000	
3. 前年度繰越額	600,000	
歳 出 の 部	2,352,000	
A 事 業 費	1,070,000	
1. 総 会 費	400,000	72大学 170人(2日)(茶菓弁当、懇親会等)1回20万円 年2回分 役員等20人 1人300円(茶菓弁当等)1回6千円 年3回分 委員等20人 1人300円(茶菓弁当等)1回6千円 年15回分 1回5万円(500部)年2回発行 調査及び研究に要する費用(手当車代等を含む。)
2. 役 員 会 費	18,000	
3. 委 員 会 費	90,000	
4. 会 報 発 行 費	100,000	
5. 調 査 研 究 費	462,000	
B 事 務 費	925,000	
1. 諸 給 与	740,000	俸給72万円(職員3人、1人年額平均24万円、賞与、昇給を含む) 超勤手当1万円、通勤手当1万円 総会場借用(マイク使用等を含む) 会報以外の諸印刷(タイプを含む) 72大学分、1回平均1千円年40回(電話、電報、書留、速達等を含む) 都内出張4千円を含む ストープ燃料、図書、新聞、修繕、茶等
2. 備 品 費	5,000	
3. 借 用 料	25,000	
4. 消 耗 品 費	15,000	
5. 印 刷 費	50,000	
6. 通 信 費	40,000	
7. 旅 費	24,000	
8. 庁 用 諸 費	26,000	
C 予 備 費	357,000	大部分翌年度に繰越して当座の費用に充当する必要がある。

三、調査

昭和三十五年度国立学校予算小観

(主として国立大学、同附属病院、附置研究所の歳出予算について)

東京工業大学事務長 佐藤 憲 三

昭和三十二年年度以来国立学校に關係する予算については本会報に調査の結を掲載した——三十二年度分は本会報十二号三十三年度分は本会報十四号三十四年度分は本会報十六号——ところであるが資料の一端ともなるので昭和三十五年度予算についても同様の形態によつて本稿を作成した。本稿中の数額等については、既記の分と同じく総予算書、同参照書、各目明細書などの資料を基としたが直接予算の編成に携つておるものでないから内容等についても理解の点に欠けるところもあるので多少の誤差があることは止むないことを附記する。

本稿で述べる国立学校の予算は国立大学七二短期大学二(学部附属の研究施設、教育施設、併設短期大学二三、附属の幼稚園三五、小学校七五、中学校八〇、高等学校一五、盲学校一、ろう学校一、養護学校三、「附属学校の計二一〇校」を含む)、大学附属病院二三、大学附置研究所五七、国立高等学校八、および各種学校五六(大学附属病院に附属しているもの外特殊教育教員養成施設一を含む)の運営に必要な歳出予算のことである。然しながら附属学校、国立高等学校、各種学校等の予算は国立学校全体の予算額四百九十六億百六十三万余円から見れば算少であるから、専ら国立大学学部、病院、研究所について述べることにする。

大学、附属病院および附置研究所の運営に要する経費としては教育、研究、管理上における固有の所謂経常的経費である基準予算に加うるに、昭和三十五年度に新規事業として計上されたものを合せた予算である。この外文部省各局課が所掌する経費即ち文教政策として文部本省予

算に盛り込まれている事項の予算中国立大学に廻されるものも、大学運営上の重要な経費である。これらの事項中大学に直接する経費としては国立文教施設費および国立文教災害復旧費がある。この経費は大学における教育、研究、実験の場として必要な建物の新営とか腐朽建物の改築、工作物の新設に使用される。稍間接的な関連経費としては科学振興に關する予算中に組まれている科学研究交付金、科学試験研究費補助金、研究成果刊行費補助金、輸入機械及図書購入費補助金、在外研究員派遣に關する旅費、又文部本省予算に載せられている内地研究員に關する経費、沖繩教員内地派遣研究に關する旅費、外国人留学生招致に關する旅費等がある。又育英奨學に關する経費、学徒援護に關する経費がある。これらは何れも大学固有の予算中には組まれていないことは前述の通りであるが大学学校における学生生徒を対象として使用されるものである。更に国立学校職員を対象として組織されている文部省共済組合に対する政府負担金、これに附随する諸経費も、文部省共済組合本部より各大学支部に廻されておつて大学職員の福祉運営上には欠くことのできな重要な経費である。尤も前述の間接的経費の中科学研究費、内地研究員費、海外よりの留学生経費、育英奨學、学徒援護に關する経費は国立大学においてのみ使用される訳ではなく公立私立の大学学校、その他の機関においても使用されるのであるが八〇%余に相当する大部分の経費が国立学校関係機関において使用されるものである。因に前記の予算を総括し前年度予算と比較すると大要次の通りである。

国立学校関係予算総表(千円単位)

区 分	35年度予算		34年度予算		増 加 額
	額	前年度比	額	前年度比	
国立学校運営費	四九、九、〇、〇、〇	九三・〇	四九、九、〇、〇、〇	九三・〇	〇
大学及学校	三五、八、三、〇、〇	九三・〇	三五、八、三、〇、〇	九三・〇	〇
大学附属病院	九、〇、〇、〇、〇	九三・〇	九、〇、〇、〇、〇	九三・〇	〇
大学附置研究所	四、三、〇、〇、〇	九三・〇	四、三、〇、〇、〇	九三・〇	〇
国立文教施設費	四、三、三、七、五	九三・〇	三、三、〇、〇、〇	九三・〇	一、〇、三、七、五
国立文教災害復旧費	五、八、九、六	九三・〇	一、八、三、九、六	九三・〇	四、〇、五、六、四
科学研究所費	一、八、一、七、〇、〇	九三・〇	一、八、一、七、〇、〇	九三・〇	〇
小計の(1)	五三、九、九、六、三、二	九三・〇	四八、三、六、〇、〇、〇	九三・〇	五、六、三、三、三、二
増 加 額					五、六、三、三、三、二

在外研究員旅費	1,000,000	1,000,000	0
内地研究員等旅費	4,000,000	4,000,000	0
外国人留学生招致旅費	4,000,000	4,000,000	0
沖繩留學生等費	1,000,000	1,000,000	0
沖繩教員内地派遣旅費	4,000,000	4,000,000	0
小計の(2)	14,000,000	14,000,000	0
育英奨学及学徒援護関係費	4,000,000	4,000,000	0
国立学校職員共済組合負担金	1,000,000	1,000,000	0
小計の(3)	5,000,000	5,000,000	0
国立学校関係予算の合計(小計の(1)(2)(3)の計)	23,000,000	23,000,000	0
文部省所管総予算(5)	1,000,000,000	1,000,000,000	0
一般会計総予算(6)	1,000,000,000	1,000,000,000	0
文部省所管予算総額に對し国立学校予算の比率	2.3%	2.3%	0%

前表に示す通り国立大学等において直接的に使用される予算(1)は文部省所管予算総額(5)の二七・七二%に當り、一般会計総予算(6)の三・四%に相當する。国立学校関係予算総額(4)は(5)の三二%に當り(6)の三・九%に相當する。三十四年度予算に比較し国立学校に關する予算は全体的に上昇したのであるが文部省所管總算に比して五%の減少を示しているのは文部本省における予算の増加率の増減と必ずしも同率の増加によるものでないからであつて、国立学校予算の増加が低率であるためではないのであつて文部本省予算において特別に増加したものの中義務教育費国庫負担金の必然的増加額八十八億余万円に因由するにある。

昭和三十五年度予算が昭和三十四年度予算に比較し相當の増額を見るに至つたことは前表に示すように国立学校運営費において四十六億六千万余円、国立文教施設費、国立文教災害復旧費において九億五千五百八十万五千円を増加して毎年上昇の姿になりつつある。これらの増加は當協會を通じて大学が新制度家施以來多年に亘つて要望した一端の現れであることに異論はあるまい。繰返し要望することはやがて世論ともなり結果を生むことになるのであることと判断するものである、戦前の水準

に達するまでには未だ程遠いことであるが増加予算を計上するに至つた文部、大蔵両当局の理解ある措置の結果に對しては大学の事務を扱うものとして深甚の敬意と感謝を払うことに吝かではない。今後と雖も教育、研究、管理に要する経費は所謂大学固有の經常的経費であつて大学の日々の經濟生活の基幹をなしておるためこれらが拡大増強されるか否かにより學術の消長をも左右するものである。そのために年々増加の傾向を辿ることは蓋し當然のことながら更に急激に増大することの必要を痛感するものである。

全大学が制度改定以來切望している研究室、実験室、講義室、学生ホール等の新築に對する予算は国立文教施設費として計上されているのであるが前表にも示すように前年度に比し九億千五百余万円を増加し年度予算額四十三億三千五百余万円に及びかつてない増加を來したことは漸やく其の重要性を認識された結果に外ならない。然しながら緊急を要する建築費所要概算八百億円に達する額を考えると少なくとも毎年度八十億円に相當する予算の計上が達成されれば教育學術研究の進展に役立つことになるであらう。惟うに昭和三十五年度の國家總予算は前表にも掲記した如く一兆五千六百九十六億余万円と膨張したのであるため文部省所管予算も相當の拡大を來した。これはわが國經濟が三十三年末から急速に回復、上昇を遂げ經濟活動全体としてかなり大幅な拡大を示し企業その他に改善を加えられた結果と、國民消費水準の向上、世界經濟の好況に従い輸出の伸長などに基くもの影響でもあるが、政府の財政施策は所謂健全財政を堅持し、通貨價格の維持と國際収支の安定を図りつつ國家經濟の安定的な成長を持続するにあるとすることを考えると教育研究のためにする建造物に投資する臨時的経費に廻す予算に増強を図るといふことは極めて難かしいことであるためか、国全体の予算は前述の如く膨れ上つても大学の施設に要する臨時費は同様の取扱いを受けていない、文部省の大学に關する概算計画は年次計画を樹てて相当多額を要求したことに聞及んでおるが昭和三十五年度予算に盛られたものは未だしの感深いものがある。

さて前表昭和三十五年度予算中国立学校固有の運営費について予算科目を基として大別すれば次表の如き結果を見ることが出来る。

◎国立学校運営費科目別内訳

区分	比率	総額	組織区分		
			国立学校	大学附属病院	附置研究所
昭和年35年度予算額	100%	千円 四九、六〇二、六三三	千円 三三、八八三、〇七六	千円 九、〇四九、〇三五	千円 四、三九〇、五〇二
内訳					
人件的経費	61.47	三〇、四八六、五三三	二四、五九六、一六六	四、〇四三、〇〇五	一、八四七、三五九
俸給手当等		二九、九六六、一八五	四、〇三三、八九九	四、〇三三、八九九	一、七六一、三三九
旅費	1.11	五五〇、三三三	一、一三三	三三	六、〇一〇
物件的経費	27.9	一三、八四〇、三五五	一〇、八二六、九七四	一、〇一六、四三六	二、〇〇三、九四八
校舎		一、二、三〇七、八三三	九、四七三、〇二六	一、〇一六、四三六	一、九七三、六九九
土地建物維持修繕及新営費		一、五三三、五五九	一、三三三、九四六	一、一五七、三三三	三、二四九
その他	3.09	一五九、七九七	四六九、九〇六	四九、一五〇	四九、八九二
実習船関係費	1.05	四四、一五〇	四四、一五〇		
受託研究費		五九、八八八	一三、七六一		四六、一三七
受託研究員費		一、一七三	九、四九九		三、七六四
私立学校教職員研修費		四、五五三	四、五五三		
奨学交付金		六八〇	六八〇		
医療関係費		四、三三三、五三四	四、三三三、五三四		
特殊設備費	8.76	四〇八、四三三	〇	四、三三三、五三四	四〇八、四三三
その他	0.82		〇	九、四八	
比率			100%	100%	100%
比率			1.31	1.67	1.15
比率			3.74	9.17	0.73
比率			26.40	10.84	45.78
比率			30.14	46.51	46.51
比率			1.29	0.23	1.53
比率			67.26	42.76	41.33
比率			68.55	42.99	42.86

備考 研究所の欄における特殊設備費は東京天文台、物性研究所、研究用原子炉購入等の臨時に要する設備費を掲記したものである。

前掲国立学校運営費科目別内訳の表に従い、三十四年度分同表(会報十六号記載)と比較すると人件的経費は一・四%の減少を示しているが物件的経費については一・一%の増加となつている。物件的経費において増加を来したのは新規事項の増加と研究費関係の基準予算に対して二〇%の増額を施したに起因する。

前表に記載した予算は次表に示す職員定員六万六千二十四人、常勤職

員二千四百九十四人、学生生徒数三十一万三千三十余人に対する教育、研究の活動並びに大学、病院、研究所の管理に必要な経費として一年度間に使用するものである。

◎職員及学生生徒予算定員表

区分	総人員	組織区分		
		国立学校	大学附属病院	附置研究所
35年度職員予算定員	六六、五八一人	五〇、九六四	一三、三三五	四、三九九
一般職員	二七、八八八	二、九五五	四、二七五	一、六五六
教育職員	三三、八六一	二七、四三三	二、〇二七	二、四〇三
海事職員	二四七	二四七	〇	〇
医療職員	六、〇〇六	二七六	五、七〇〇	三〇六
常勤職員	二、四九九	一、〇五三	一、三三三	二一九
35年度学生生徒予算定員(総数)	三三〇、三三一	三〇四、九六六	五、三四五	〇
大学院学生	一五、九四三	一五、九四三	〇	〇
専攻科学生	二、四三三	二、四三三	〇	〇
学部学生	一七五、二六六	一八五、二六六	〇	〇
外国人留学生	三三三	三三三	〇	〇
短期大学学生	六、六九〇	六、六九〇	〇	〇
別科学生	二、七一〇	二、七一〇	〇	〇
高等学校生徒	一、八四〇	一、八四〇	〇	〇
盲ろう学校生徒	七五〇	七五〇	〇	〇
附属学校生徒	八八、八八五	八八、八八五	〇	〇
高等学校	六、七二〇	六、七二〇	〇	〇
中学校	三三、九二五	三三、九二五	〇	〇
小学校	四四、八三〇	四四、八三〇	〇	〇
幼稚園	三、四三〇	三、四三〇	〇	〇
養護学校	一、六五	一、六五	〇	〇
特殊教育教員養成学校	一五〇	一五〇	〇	〇
各種学校生徒	五、四四〇	五、四四〇	〇	〇
健康検査技師学校	〇	〇	五、三四五	〇
歯科衛生士学校	二〇	二〇	〇	〇

歯科技工士学校	六五	二〇	四三
齒科実習科	六五	〇	〇
診療X線技師学校	三三〇	〇	〇
看護婦学校	三三〇	〇	〇
助産婦学校	三三〇	〇	〇

◎国立学校運営費三ヶ年度百分比

区分	35年度			34年度			33年度		
	学校	病院	研究	学校	病院	研究	学校	病院	研究
人件的経費	六・四六・五四三・〇	二・八六・六二八・九	六・五〇・四四一・三	六・四九・四四一・三	六・四九・四四一・三	六・四九・四四一・三	六・四九・四四一・三	六・四九・四四一・三	六・四九・四四一・三
俸給手当等	六〇・三六・三二四・八	四一・八四・三六七・六	六二・六八・七六四・一	六二・六八・七六四・一	六二・六八・七六四・一	六二・六八・七六四・一	六二・六八・七六四・一	六二・六八・七六四・一	六二・六八・七六四・一
旅費	一・一三・一〇二・一	一・一三・一〇二・一	一・一三・一〇二・一	一・一三・一〇二・一	一・一三・一〇二・一	一・一三・一〇二・一	一・一三・一〇二・一	一・一三・一〇二・一	一・一三・一〇二・一
物件的経費	六〇・〇三・三〇二・八	四六・六六・三六八・二	五九・〇三・三九四・九	五九・〇三・三九四・九	五九・〇三・三九四・九	五九・〇三・三九四・九	五九・〇三・三九四・九	五九・〇三・三九四・九	五九・〇三・三九四・九
土地建物維持修繕及新営費	三・九六・五九二・五	九・四四・五八三・一	三・四七・一三三・四	三・四七・一三三・四	三・四七・一三三・四	三・四七・一三三・四	三・四七・一三三・四	三・四七・一三三・四	三・四七・一三三・四
医療関係費	八・八	一・七	八・九	八・九	八・九	八・九	八・九	八・九	八・九
其他費	一・〇・一・三	一・〇・一・三	一・〇・一・三	一・〇・一・三	一・〇・一・三	一・〇・一・三	一・〇・一・三	一・〇・一・三	一・〇・一・三
特殊設備費	〇・八	〇・八	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九
総額	一三三・〇三・三〇二・八	一〇三・〇三・三〇二・八	一三三・〇三・三〇二・八	一三三・〇三・三〇二・八	一三三・〇三・三〇二・八	一三三・〇三・三〇二・八	一三三・〇三・三〇二・八	一三三・〇三・三〇二・八	一三三・〇三・三〇二・八

前表によつて最近三箇年度間における推移を見ると人件的経費は漸次比率の減少を来し物件的経費においては漸次比率の増嵩を示している。このことは漸やく人件費物件費の平衡を取り戻しつつあるの傾向である。ということは戦前即ち昭和七八年度の頃の予算において人件費物件費の割合が概ね半々若くは人件費六物件費四を呈しておつたことと比較してのこをいう意味である。凡そ大学における研究費が極めて不足であるという声があることは人件的経費と物件的経費の釣合が悪いことであるといつても過言ではないであろう。釣合のとれた予算とは如何なるものであろうか、一つの考としては明確な基準を設けて不動なものとするべきことではなからうか。このことは極めて困難なことであらうけれども言ひ古されたことながら大学の予算の安定性恒久性を考慮するための

措置としては基本的対策を確立するために特別な立法措置を講ずることが必要であろう。現今大学の予算編成の方式中教育、研究費については教育研究費、学生経費、設備更新充実費という事項を基幹としておる。その中には色々な要素を包括して積算されておつて凡てが研究費、学生経費の直接費にはなつておらない。大学の管理上の必要な経費も含んでおるため研究や教育のみに使用さるべき部分は幾何であるかということとは明瞭な法的基準があるものではない。各大学が配当を受けて後その大学の事情や規模や習慣等を勘考して内部実施配当を行つておるのが実態であるため各大学共皆異つた施行になつておるから予算の編成は一率であつても執行になると比較することは極めて困難なことであらう。単に研究費というと世間にも容易に理解される傾向にあるため細分したりすると却つて困難な説明を要するし混乱を来すおそれがないでもない。永い間の慣行によつて予算の編成が行はれておることは止むないことであらう。要は絶対額が少な過ぎることに外ならない。研究者の側からは編成基準の額面通り使はせて貰えないのは不都合だとい論議が盛んであるから管理的経費や光熱水料の経費は別な観点に立つて組む方式を考え研究費は全く研究するための直接費許りにすることも一方法であらう。戦前においては大学の数も研究所の数も少なく又学問研究に携はる人もあまり金のことについては関心はあつたであらうが表立つて論議することはなかつた。これは当時の予算にも示されておるよう人件的経費と物件的経費が或る程度平衡を保つていたことも一つの因子であらう。前表に示したようにこの点については漸次改善されつつある方向に進んでいるものの未だ戦前並に達するまでには相当の年月を要するのであらう。近時科学技術教育の振興革新が叫ばれることが甚しい。それがため理工系の研究費を大幅に増大したいという要望はあらゆる階層から出されておる。こうした現状を考えると理工系研究費中多額の消費を必要とする光熱水料等実験上の骨幹をなすものについては益々増嵩の一途を辿つておるから重ねて述べることはあるが今後予算の編成に當つては特別の措置を講ずべきであらう。抜本的改善を加えておくことは眞の研究費がいかなるものかの性格付けにも役立つことであらう。大学運営管理の面にも裨益することと信ずるものである。

昭和三十五年度において増加した予算の主なるものは各組織を通じ人的経費については新規事項に伴う教官其他職員の増員によるもの手当支給率等の改定新に支給を行うためによるもの、教育研究旅費の一割上昇等の増加によるものを合せ二十四億六百七十余万円、物件的経費については研究費関係基準予算に対し二割の増加が計上され、新規事項、学年進行による増加等十八億五千九百七十余万円、大学病院医療関係において三億五千九百余万円、特殊設備費において二千三百八十余万円総計四十六億六千余万円に達している。これらの増加額の概要を組織別により示すと次の通りである。

一、国立学校の分

区分	増加額	増加の内容	35年度予算	34年度予算
国立学校	千円 三、五六、〇〇〇	管理職手当支給率の引上、新規支給特殊勤務手当、通勤手当、石炭手当寒冷地手当、産業教育手当の増特別手当 ○一月分の増 原子力研究学科新設、講座増設研究施設の新設及整備による職員の増加 学部の創設（京大薬学部、岡山大工学部）短期大学の創設（北見工業、室蘭大工業、香川大商業）理工農系十八学科新設、十二学科拡充改組、四専攻科新設十八講座増設、十二学科目新設三十学科目整備、一般教育担当教官	千円 三、八三、〇七三、三七〇六八	千円 三、五九、一六三、六二、五七四
1 俸給手当等	千円 一、九三、二二三		千円 二、四、三三、〇三三、二一、九三二	

2 旅費

五三、五〇三

二、物的経費

3 校費

一、三三七、四三三
一、四六五、六三四

の増員、五研究施設の新設、三研究施設の整備、附属学校の整備等に伴う教職員の増員学年進行による教職員の増員による俸給手当等の増加である
前項新規増員に伴うもの増加および教育研究旅費基準予算に対する10%増による増加である。

原子力研究	千円 二、七四、四六六	二〇、八一六、九七四	九、四八八、五三二
学科新設、講座増設、研究施設の整備、特別設備の増	千円 一、六八三	九、四七三、〇三八	八、〇〇七、三九四
大学院研究科	千円 一、六八三		
歯学研究科新設、理工学系研究科の専攻整備による増	千円 五、六九四		
学部創設、学科新設	千円 五、六九四		
薬学部、工学部創設、短期大学創設、学科新設、拡充改組専攻科設置、講座増設、学生増募、学年進行等による増	千円 五、三二二		
学生関係費	千円 五、三二二		
学生宿舍舎費、健康管理等の経費の増加	千円 九四七、三九二		
研究関係費	千円 九四七、三九二		

基準予算に対する20%上昇による増
 アイソトープ関係三、八三六千円
 附属小学校関係三、四三〇千円
 基準予算に対する10%上昇による増
 臨時事業関係三、四九四千円
 第二回世界地震工学会議、第八回国際血液学会議開催関係に要する経費
 研究施設関係七、五三六千円
 円新設及整備に要するもの
 特別事業関係一三、二〇〇千円
 IGY資料センター及資料整備に要する経費
 設備充実 三六、八六六千円
 基準予算に対し20%上昇及教員養成学部設備、建物新営のため臨時設備等の増加
 前年度限り事業終了のための減少額△三、八三六千円
 各所修繕費、各所新営費におい三七、〇七三
 千円増加するも不動産購入を要しないため前年度限り事業終了による減少一九七、八六一

4 土地建物維持修繕及新営費
 △一三六、一六三

一、三三三、九四六
 一、四六二、三二六

区 分	増加額	増加の内容	35年度予算	34年度予算
三、其の他	二六三、九三三	千円あるため前年度に比し多額の減少した	四六九、九六六	二〇五、九七三
5 実習船関係費	二五七、五二〇	運航費及建造費	四四一、五〇四	一八三、九六四
6 受託研究費	六、四二四	受託研究事項の増加による	一、三七一	七、三三七
7 受託研究員費			九、〇〇九	九、〇〇九
8 私立学校職員研修費			四、三三三	四、三三三
9 奨学交付金			六六〇	六六〇

二、大学 附属病院の分

区 分	増加額	増加の内容	35年度予算	34年度予算
大学附属病院	六、七、四三三	給与是正、管理職手当支給率の引上、石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、通勤手当の増、特別手当の〇・一月分の増、常勤職員の定員化による増、診療科の増設、病床の増加、看護学校の増置、医療業務の整備等に伴う職員の増員	九、〇、九〇三	八、八、七三三
1 俸給手当等	二六、三六〇	給与是正、管理職手当支給率の引上、石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、通勤手当の増、特別手当の〇・一月分の増、常勤職員の定員化による増、診療科の増設、病床の増加、看護学校の増置、医療業務の整備等に伴う職員の増員	四、〇、三三三	三、七、三九三
2 旅費	一、二九六	病院長管理関係	三、一七三	二〇、六七三
3 校費	二五、六二五	病院長管理関係	一、〇、九八五	六、四、七三〇
二、物件的経費	一、三三、三三六	病院長管理関係	六、八、七三三	七、三、九八〇
外來患者増に伴う特				

区分	増加額	増加の内容	三、附置研究所の分	
			35年度予算	34年度予算
附置研究所 一、人件的経費 1 俸給手当等	千円 四六、六四三 一四八、三三三 一四、〇一〇	給与是正、管理職手当 増員、石炭手当、寒冷 地手当、通勤手当、隔 遠地手当の増、特別手 当〇・一月分の増、常	千円 四、〇三九 一、八四七 一、七六一 一、七二一	千円 三、八三三 一、五八八 一、二九二
4 土地建物維 持修繕及各 所新営 三、医療関係費 5 医療費 6 学用患者費 7 設備関係 8 患者食糧費 9 生徒関係費	四、七二二 一五九、二七 一〇、〇〇〇 八、八三九 一四、一〇〇 五、六二六 三三三	別庁費の増加、手術 用被服費の増、管理 用設備の増加による ものである 研究関係一六、三三七千円 基準予算に対する20 %上昇による増 設備改善関係七、〇二二 千円 学校設置関係 二、六六千 円 アイソトープ関係七〇、 三三三千円 常勤職員定員化による 組替減少をした額 △七 〇、七四千円	一五七、三三 四、八五、三二七 二、八三五、二六三 一八五、六三三 五八五、八八四 六六六、三三六 七、一〇〇	一〇六、三三〇 四、八五、三二七 二、七〇四、九七九 一七六、七九三 五七一、七六〇 六六〇、九八八 七、〇八七

2 旅費 八、三三三	勤職員の定員化による 部門増設整備等に伴う 職員の増員、 教育研究旅費基準予算 に対する10%増による 増加及新規増員による 増加である	六六、〇一九 五七、六四四
二、物件的経費 3 校費 二五二、七六 二六六、九四三	原子力研究四、四三三千円 大阪大産研、東北大 金研施設整備と設備 に要するもの 部門増設整備 五〇、三三〇 千円 部門増設整備 一八、二二四千 円 研究関係費 一八、二二四千 円 基準予算に対する20 %上昇による増 特別事業関係 一、〇六三 千円 天文台国際共同観 測、IGY資料セン ター及資料整備、在 外日本史料の目録編 さん出版に要する経 費である 共同研究施設運営関係 七、八四四千円 基礎物理研宇宙線観 測、原子核研、たん ぱく質研、物性研に おける特殊運営費で ある 特殊装置運転関係三、三	二、〇〇〇、九四八 一、九七五、六六九 一、六六五、七五八

◎国立大学関係歳入予算額表

区 分	35 年度 予算
援業料及入学検定料等	二、〇一九、三九〇 <small>千円</small>
寄宿料	四〇、八七〇
病院収入	七、〇九五、二五四
受託調査試験及役務収入	九一、〇四八
物品売払収入	五四五、五一八
用途指定寄付金収入	二、五五五
合 計	九、七九四、六三五

次に最近五ヶ年度における国立大学関係歳入予算を参考のため掲記する。

国立大学関係歳入予算五ヶ年度表

区 分	35 年度	34 年度	33 年度	32 年度	31 年度
授業料及入学検定料等	二、〇一九、三九〇 <small>千円</small>	二、〇一五、四八七	一、九〇一、三七五	一、八〇七、五三六	一、六九四、四〇三
寄宿料	四〇、八七〇	四〇、三九六	四〇、三九六	四〇、三九六	三九、九五六
病院収入	七、〇九五、二五四	六、九五四、六一三	六、〇三八、三九三	五、五二二、七六	五、〇八九、七二
受託調査試験及役務収入	九一、〇四八	七三、三九三	四四、三〇一	四二、五三六	三三、五八九
物品売払収入	五四五、五一八	四八六、八〇八	五八九、三八四	六一、七三三	七五九、五六二
用途指定寄付金収入	二、五五五	二、二三九	六八〇	六、三四〇	二九〇
合 計	九、七九四、六三五	九、七二二、九三三	八、六二四、五八	八、〇二二、八一	七、六二七、〇九九

以上

理事、武村忠名、佐々木

2、国立大学協会役員一覽表

会長(理事)
副会長()
理事

茅 誠司(東京大)	森 辰男(広島大)	杉野 晴貞(北海道大)	黒川 利雄(東北大)	伊藤 俊辰(新潟大)	山内 俊吉(東工大)	黒沢 清吉(横滨国大)	戸田 正三(金沢大)	松坂 佐一(名古屋大)	平沢 興一(京都大)	正田 建次郎(大阪大)	児玉 桂三(徳島大)	山田 穰九(九州大)	本田 弘人(熊本大)	山中 篤太郎(神戶大)	福田 敬太郎(神戶大)
-----------	-----------	-------------	------------	------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	------------	------------	-------------	-------------

田中(東京大)
上野(東京大)
井上(東京大)
井上(東京大)
浦百重(鳥取)
偶佐土英(高知)
留得志(鹿児島)

3、各常置委員会委員一覽表(不順)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長	平 沢 興(京大)
委員	伊藤 武男(信州大)
	三雲 次郎(山梨大)
	久米 又三(お茶の水女大)
	福田 敬太郎(神戸大)
	山田 穰九(九州大)
	本田 弘人(熊本大)
	野村 武衛(三重大)
	黒沢 清吉(横滨国大)
	香川 冬夫(愛媛大)

第二常置委員会(学科課程、入学試験等に関する問題)

委員長	遠藤 隆次(埼玉大)
委員	西藤 成甫(群馬大)
	伊藤 辰成(新潟大)
	渡辺 寧治(静岡大)
	黒川 利雄(東北大)
	久保 佐美(高知大)
	中沢 良夫(京都工芸繊維大)
	吉井 義次(岐阜大)
	甲斐 三郎(宮崎大)

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長	児玉 桂三(徳島大)
委員	草場 真三(大分大)
	岩崎 澄和(山梨大)
	三浦 重取(鳥取大)
	福田 志重(鹿児島大)
	嘉村 雅之助(茨城大)
	都崎 八(九州大)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長	戸田 正三(金沢大)
委員	北村 精一(長崎大)
	浅井 栄資(東京商船大)
	関根 隆(東京水産大)
	野尻 雄(京都学)
	長尾 重(東医大)
	野村 七(弘前大)

第五常置委員会 (大学間の協力に関する問題)

委員長 俊雄 (大阪外)

委員 正田 建次郎 (大阪大)
上野 直昭 (東京芸大)
梅原 真隆 (富山大)

委員 早坂 一郎 (島根大)
大坪 喜久太郎 (室蘭工大)
落合 太一郎 (奈良女子大)
八木 日出雄 (岡山大)

第六常置委員会 (大学財政に関する問題)

委員長 篤太郎 (一橋大)

委員 山中 民平 (東京外大)
岩崎 哲太郎 (帯広畜産大)
田所 実繁 (岩手大)
小牧 盛一 (福島大)

委員 樋口 久次 (北海道大)
阿部 晴貞 (東京工大)
山内 吉之 (東京農工大)

委員 井上 俊吉 (東京工大)
松坂 一之 (名古屋大)
佐藤 雄 (名古屋大)

委員 大泉 行雄 (香川大)
大羽 治 (神商船大)
山内 登吉 (福井大)

第七常置委員会 (教員養成に関する問題)

委員長 俊亮 (東京学)

委員 村上 一 (千叶大)
朝永 振一郎 (北海道大)
武田 一郎 (千葉大)

佐藤 匡文 (愛知学)
稻山 資生 (奈良学)
北川 久五郎 (大阪学)
石橋 忠次 (福岡学)

4、科学技術教育振興に関する連絡委員会

委員長 山内 俊吉 (東京工大)
委員 山内 俊吉 (東京工大)
平沢 興 (京都大)
山田 穰 (九州大)

委員 久米 又三 (お茶の水女大)
山田 又三 (お茶の水女大)
黒沢 清 (横浜国大)

委員 小黒 政一 (千葉大)
渡辺 隆次 (埼玉大)
遠藤 寧 (静岡大)

委員 山本 隆次 (大阪大)
山本 隆次 (大阪大)
正田 建次郎 (大阪大)

委員 佐藤 繁雄 (滋賀大)
小牧 晴貞 (北海道大)
村上 俊亮 (東京学)

委員 武田 一 (北海学)
北川 久五郎 (大阪学)
田中 晃 (山口大)

5、一般教育特別委員会

委員長 森戸辰男 (広島大学長)
委員 前第一常置委員会委員長

委員 平沢政道 (京都大学長)
関口興 (山形大学長)
遠藤隆次 (埼玉大学長)

" 村上俊亮 東京学芸大学長
 " 玉虫文一 東京女子大教授
 " 佐々木重雄 慶応義塾大教授
 " 木村健康 東京大教授
 " 藤田健治 お茶の水女子大、教授

6、各専門委員一覽表

第三、第四常置委員会専門委員

大塚 博 北海道大学学生部長
 鈴木 廉三九 東北大学学生部長
 柏木 嵩 千葉大学学生部長
 斯波 義慧 東京大学学生部長
 日下部 智 東京学芸大学教務補導部長
 山下 康 東京教育大学学生部長
 山田 欽一 一橋大学生部長
 田崎 忠勝 信州大学学生部長
 難波 得三 金沢大学学生部長
 芦田 讓治 京都大学学生部長
 重松 鷹泰 名古屋大学学生部長
 平塚 錦平 広島大学学生部長
 富塚 剛 山梨大学学生部長
 細川 隆英 九州大学学生部長
 石原 道博 茨城大学学生部長
 森河 敏夫 大阪大学学生部長
 第六常置委員会専門委員
 進藤 小一郎 東京大学事務局長
 佐藤 憲三 東京工業大学事務局長
 石川 仁作 東京教育大学事務局長
 藤野 正 一橋大学事務局長
 科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員
 委員 山内 恭彦 東大教授、理学部物理学

" 古賀 逸策 前東大工学部部長
 " 大塚 明郎 東大教授、光学研究所長
 " 佐々木 重雄 慶応義塾大学教授
 " 森田 清 東工大教授、理工学部電子工学
 " 佐藤 憲三 東工大事務局長

7、要望書の提出（第十九回総会）

昭和三十四年十一月十三日、十四日両日開催せる第十九回総会における協議に基づき、左記二種の要望書を調製し、左記宛それぞれ提出した。
 なお、○印には茅会長が面談の上提出し、自余の各位に対しては、それぞれ郵送提出した。

一、要望書（第十九回総会全般に亘る方）の提出先
 ○一、総理 大臣 岸 信介
 一、衆議院文教委員長 大平 正芳
 一、参議院文教委員長 相馬 助治
 一、自由民主党文教部長 臼井 莊一
 ○一、科学技術庁長官 中曾根 康弘
 ○一、衆議院議員 坂田 道太
 ○一、文部 大臣 松田 竹千代
 一、政務 次官 宮沢 喜一
 一、事務 次官 稲田 清助
 一、大学学術局長 緒方 信一
 一、管理 局長 小林 行雄
 一、官 房 長 斎藤 正
 一、会 計 課 長 天城 勲
 一、大学 課 長 春山 順之輔
 一、人事 課 長 杉江 清
 ○一、大蔵 大臣 佐藤 栄作
 一、政 務 次 官 奥村 又十郎
 一、同 前田 佳都男

- 一、事務次官 石田 正
- 一、主計局長 石原 周夫
- 一、主計局次長 吉岡 英一
- 一、同 佐藤 一郎
- 一、主計 大村 筆雄
- 一、主計官 浅井 清
- 一、人事院総裁 入江 誠一郎
- 一、人事官 神田 五雄
- 一、同 吉岡 恵
- 一、事務総長 滝本 忠男
- 一、給与局長 (以上)

一、要望書(国有財産特別措置法の方)提出先

- 〇一、文部大臣 松田 竹千代
- 一、事務次官 稲田 清助
- 一、大学学術局長 緒方 信一
- 一、管理局長 小林 行雄
- 一、教育施設部長 田中 徳治
- 一、会計課長 天城 勲
- 一、大学課長 春山 順之輔
- 〇一、衆議院議員 坂田 道太
- 〇一、大蔵大臣 佐藤 栄作
- 一、政務次官 奥村 又十郎
- 一、同 前田 住都男
- 一、事務次官 石田 正
- 一、管財局長 賀屋 正雄
- 〇一、主計局長 石原 周夫
- 一、主計局次長 佐藤 一郎
- 一、同 吉岡 英一
- 一、主計官 大村 筆雄

(以上)

要望書

今回国立大学協会は第十九回総会を開き新しい国立大学における諸問題即ち一般教育の改善、教養部の制度化、文理学部在り方、学生の補導と健康管理の充実等広汎にわたり連日慎重に審議を重ねました。そのうちで最も深刻に取上げられ討論されたのは、国立大学の財政問題であります。近代における科学技術の目覚ましい進展、各種産業の著しい発達、政治・経済・社会・文化等の全分野にわたつて、国際的にも亦国内的にも急激に情勢の変化する中に立つて、我々の管理する国立大学の使命の重大さと、現状の貧弱さとを省みると、大学財政の確立が最も重要事であることに意見の一致を見ました。即ち、長期計画樹立の下に自然と人文、基礎と応用の両面における均衡、講座制の大学と学科制の大学とにおける釣合を十分に考慮しつつ、大学の内容実質を画期的に充実整備しなければならぬとの結論に達し、広汎に亘る要求を今回は次の三項目に要約し解説を附して要望することに議決しました。

一、施設設備の拡充整備

現制度の大学は戦時中から敗戦後にかけての混乱期に旧態のまま新制大学となつたもの、又は各種専門学校がそのまま昇格したもので、既に発足において大学としての体も実も具備していなかつたのであります。その後も大学としての重要な役割が等閑視され、さらには敗戦後の急速なインフレーションにより教育研究費は極端な窮乏を告げ、研究資料の入手も亦困難を極めました。斯くして教育研究の施設は甚だしく老朽化し、又戦災による災害復旧費も遅々として進まず、大学のあるべき姿には程遠いのであります。殊に、最近の諸外国における驚異的科学技術の進歩、研究諸設備の巨大化、精密化、徹底した研究者の養成計画などと比較するとき、我国の国立大学の現状は実に寒心に堪えない次第であります。

二、研究費の大幅な増額

研究施設設備の貧弱であるに止まらず、教育研究に充てるべき予算も乏しく、戦前帝国大学における実験一講座当り物件費は一万円であつたが、これを現今の物価に換算すれば凡そ四〇〇万円に相当するのであります。しかるに現今の実験講座は度々の増額にもかかわらず、約一五〇万円、人文社会科学等の非実験講座に至つては約三六万円とい

う僅少さであります。又学科目制大学は総じてそれらの三分の一とい
う極めて貧弱な状態であります。教官旅費、学生経費の戦前対比率は
更に甚だしく低いものであります。大学の使命と機能に適應する研究
教育費の大幅の増額を緊急に措置しなければ、研究は枯渇し学生の教
育は空転して收拾出来ない結果を招来するのは必定であります。

三、教官の待遇改善

更に大学は、有為な人材を育成して、これを社会に送ると共に大学
の将来の研究を担うべき後継者を養成する責務を併せ有するもの
であります。このためには、優秀な教授陣と年々優秀な卒業生を研究
者として確保しなければなりません。しかるに戦後大学教官の待遇は
欧米各国に比し、著るしく低いのみならず、戦前の我国における教官
の待遇に較べても甚だ低く、最低の生活給を出ていない状態でありま
す。当局においても、このことを察せられ、来年度予算に裁判官なみ
の特別俸給制を企図せられつつあるやに承わつていますが、早急に是
非これを表現せられることを希求するものであります。近來有為の研
究者にして外国の大学の研究所等に転職する者が多く、又優秀な新卒
業生が民間企業に就職を希望する傾向が益々顕著になり、既に一部の
大学には、後継者養成上深刻なる問題として現れつつあります。大学
を管理する者として看過し得ない事実であります。

国費多端の折柄とはいえ、以上三項目について先ずこの際将来を見透
した達識と御理解の下に年次計画を確立して急速に実現されるよう要請
いたします。

昭和三十四年十二月十六日

国立大学協会 会長 茅 誠 司
殿

要 望 書

このたび国立大学協会において、第十九回総会を開きましたが、その
際財政問題に関連して国有財産特別措置法（昭和二十七年六月法律第二
百十九号）のことが特に重要事項として論議されました。

国立大学においては、その施設の現状にかんがみ、これを集合整備す
る必要があると認められたときには、国有財産特別措置法の規定によ

り、国と地方公共団体その他との間に、土地建物等の交換が認められる
ことになつて居り、従来大いにその効果をあげてきているのでありま
す。ところが、その後国立大学以外にもその適用範囲が拡大されるに及
んで、その一部に乱用のおそれが起つたとかのことで、最近はこの規定
の運用について厳しい規制が加えられるようになりました。そのために
国立大学においてその施設を効率的に運用するため統合が著るしく困難
になりましたことは、まことに遺憾に堪えないところであります。然る
に、国立大学施設の現状をみると老朽、戦災等の甚だしいものが多く、
しかも年々学生が増加し、一方時勢の進展に應じて学問の領域も益々拡
まり、施設設備は極端な狭隘不便を露呈して居ります。これがために、
大学教育の目的である教授研究の達成について甚大の阻害を受けてい
ることは世の周知するところであります。

文部省においても、年次計画を樹て、国立大学施設の整備をはかるよ
う努力しているとのことでありますが、われわれが多年期待し、待望し
て来た急速な実現は仲々困難な現状であります。これらの実状を打開す
るため、国有財産特別措置法について従前通りの措置を認め、折角の立
法趣旨を充分活用出来るよう国立大学のために特段の配慮を願いたく、
ここに総会の決議に基いて、この要望書を提出する次第であります。

昭和三十四年十二月十六日

国立大学協会 会長 茅 誠 司
殿

8、高等学校教育課程改訂に対する希望

昭和三十四年十一月十三日、十四日両日開催の当協会第十九回総会の
協議に基づき、左記の通り茅会長より松田文部大臣に対し「高等学校教
育課程改訂」に関し希望書を提出した。

記

庶第一四四号

昭和三十四年十一月十九日

国立大学協会 会長 茅 誠 司
文部大臣 松 田 竹千代 殿

このたび文部省において、高等学校教育課程の改訂を企図されていることであるが、高等学校の教育内容変更が大学教育との関連性から見て、大学教育上重大な影響を及ぼす点が少なくないので、特に本協会においてこの問題を探り上げ、第二常置委員会において慎重審議の上第十九回総会に附議し、総会一致をもつて別紙のとおり希望を表明いたします。

この希望の実現について特に配慮されるよう要請いたします。

高等学校教育課程改訂に対する希望

一、高等学校は、大学入学のための予備教育ないし基礎教育を目的とするものでないが、高等学校卒業者の四五パーセント程度（浪人を含めて）が大学進学を希望している事実にかんがみ、高等学校教育課程は、大学教育との関連をじゆぶん考慮して改訂する必要がある。

二、大学入学試験を通じてみると、高等学校の最終学年においては進学あるいは就職等の準備のため、修学年限をじゆぶん利用しての教育が行われていないように見受けられるので、高等学校卒業生特に大学進学希望者の教育が確実に行われるような措置を講ぜられたい。

三、高等学校における科目選択履修制は適切なガイダンスの下に行われて初めて効果をあげ得るものと考えられるが、大学入学者についてみると、満足すべき状態であると思えない。従来大学は入学志願者に対し、入学後専攻する学部学科ごとに高等学校において修得を必要と認める科目、および入学試験の際に選択する科目の希望表示ができるようになつており、高等学校はこれを参考にして進学指導をしていると思われる。しかしその効果は十分に達せられていないので、大学のうちにはむしろ受験科目指定の方法をとりたいたいという希望があるくらいであるが、この点を一層考慮して改善を図られたい。

四、高等学校における基礎的科目の学修が不揃いであるため大学教育に支障を生じている。とくに自然科学関係では、専門教育に入る前に一部の学生に対してだけ特別に基礎学力を補充する必要があるくらいである。この点に留意して高等学校教育の充実改善を図られたい。

五、大学進学希望者に対しては、高等学校において本人の学力のほか適性・個性・希望等をも充分検討の上、学部学科を決定するよう指導せ

られたい。

六、大学における専攻分野（学部、学科）はその範囲も広く種類も多いので高等学校の教育をそれぞれの専攻分野に適應するように編成することは困難と思われるが、大学進学コース制の強化とコース内容の改善を図られたい。

9、国立大学に於ける災害科学研究の調査

右の調査は、国立大学協会第十九回総会における協議に基づき、長谷川福井大学長が担当され、

先ず、昭和三十四年十一月二十日、国大協庶第一四六号をもつて、国立大学協会事務局長より理工系学部を有する五十七大学長宛に調査方を依頼し、次いで、左記の通り長谷川学長より関係各大学長宛に調査を依頼した。

昭和三十四年十二月三日 記

大学長 殿 福井大学長 長谷川 万 吉

災害科学に関する研究の調査について

拝啓 昭和三十四年十一月二十日付国大協庶第一四六号で国立大学協会事務局長から貴学長に依頼された通知は御承知の通り国立大学協会前総会において大学間の協力に関する第五常置委員会の議を経て総会に於て承認された趣旨による所でありまして、調査の目的はできるだけ十二月二十日までに全国各大学の研究或は調査の概要の資料を得て文部省に提出し来年度予算上に特別な措置が講ぜられるよう要請することにあります。實際上全国的協力組織を計画する際には改めて詳細な御報告をお願いしますなければなりません。今回は概要がつかめる様な簡明な御回答を期待している次第でありますから貴大学の関係学部その他関係方面に御連絡の上適宜に御処置下さるようお願いいたします。

なお、アンケート記載に関して二、三の御注意を申し上げます。

一、災害科学に関する研究は当然その地域の自然現象の利用に関する地学的研究を含むものと解釈しています。

二、対象の種類は災害の点から見れば風水害、地震、地変、雷災、冷害、雪害その他

地域からみれば山地、平野、海岸、河川、湖沼等の区分が考えられるが例えば研究対象を地下水とした場合このような分類にとられなくともよい。

三、対象(題目)ごとに用紙をかえて一頁程度に簡明にお書きを願います。

四、最近実施済みのもの、実施中のもの、来年度計画中のものを夫々分けてお書き願います。

記

敬具

- 1 対象象
 - 2 研究目標
 - 3 計画及び研究経過
 - 4 成果の概観
 - 5 経費及び人員組織経費の出所(年度別)
 - 6 刊行物
 - 7 経費及び全国的組織をつくることに対する意見
- この御通知については速急を要するため国立大学協会と打合せの上小生名にて御願いたす次第でありますから御了承願います。(以上)
- 福井大学において右の調査(アンケート)回答の集成により、資料として、
- 一、国立大学に於ける災害科学研究の調査、昭和35年1月、国立大学協会(二三枚)
 - 二、国立大学に於ける災害科学研究の調査、(追加の分)、国立大学協会(四枚)
 - 三、対象別研究題目と、その研究担当者名列、(四枚)を編集製本(プリント数各一三〇部)され、茅会長より文部省等関係官に、長谷川学長より、正田第五常置委員会委員長、本省研究助成課長及び回答のあつた各大学等へ一部乃至数部を送付した。

10、無線従事者国家試験及び免許規則第二十一条の規定による学校等の認定基準について(通知)

(国立大学協会「会報」第十七号第二十四頁関連参照)

この事に関し、国大協庶第四号昭和三十五年一月二十六日付をもつて、工学部を有する各国立大学長宛、左記の通り通知した。

無線従事者国家試験及び免許規則第二十一条の規定による学校等の認定基準について(通知)

記

標題のことについては、去る昭和三十四年九月十四日国大協第一二五号をもつて、研究資料を送付し説明申し上げて置きましたが、このほど郵政省において本極りとなり、その結果を郵政省告示第九百二十四号昭和三十四年十二月二十六日付官報号外をもつて発表いたしましたので、これにより詳細につき御了知下さるよう、念のためご通知申し上げます。

なお、郵政省電波監理局内電波振興会において、パンフレットとしてこれを集録し、一部三十円で発売している趣であります。

以上

11、第一常置委員会委員長の互選

国立大学協会第一常置委員会委員長蠟山政道殿には、今般お茶の水女子大学長を退官なされ、同時に委員長もやめられたので、前例により同委員会委員(総計十五名)間において、書面により委員長を互選していただいたところ、京都大学長平沢興殿が当選された。

12、第二常置委員会委員長の互選

国立大協会第二常置委員会委員長山田良之助殿には、今般静岡大学長を退官なされ、同時に委員長もやめられたので、前例により同委員会委員(総計九名)間において、書面により委員長を互選していただいたと

ころ、埼玉大学長遠藤隆次殿が当選された。

なお、山田良之助殿には一般教育特別委員会委員もやめられたので、遠藤隆次殿が就任された。

13、昭和三十六年三月大学卒業予定者に対する就職の推薦開始時期等についての懇談会

一、日時 昭和三十五年二月十五日(月)午後一時—四時

一、場所 財団法人学徒援護会第二学生相談所

(東京都新宿四谷一ノ二一)

一、議題 イ、就職のための推薦選考開始時期に関する問題点と

今後の対策について

ロ、昭和三十六年三月卒業予定者の就職推薦選考開始時期について

一、主催者 文部省大学事務局

一、出席者 文部省、日本経営者団体連盟、国立大学協会、公立大

学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大

学懇話会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大

学協会、日本工業教育協会、

標記の懇談会が小林大学学術局長主宰、西田学生課長司会の下に開催され、当協会からは、斯波専門委員が出席した。例年のことであるが、必ずしも推薦開始と採用選考開始の期日がいろいろの事情により厳守されていらない事例があるのを遺憾とした。然し、従前通り、推薦及び採用選考開始の期日を相互に尊重し厳守するよう申し合わせた。但し、技術系に関しては各大学の意見を徴し善処することになった。